

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（案）」に関する意見募集結果

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
693	1	本ガイドラインの位置付け	・外国にある第三者への提供編 1 では「事業者に対して新たな規制を課するものではなく、事業者において現在適切に行われている個人情報の取扱いを追認するものである必要がある。」とあるが、例えばクラウド・コンピューティングの分野においては、どの記載が「現在適切に行われている個人情報の取扱いを追認」するものなのか、要するに、どのような論理構成（と条件設定）によって、日本の個人情報取扱事業者が海外のクラウド事業者のクラウド・コンピューティングを利用することが可能と整理されているのか説明されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。 御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
694	2	総論（規則で定める国）	●該当箇所 外国にある第三者への提供編の 3 ページ・1 行目 ●意見内容 我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国については、「現時点で規則で定めている国はない。」と記載されているが、今後、具体的な国名が記載されるのか、条件等が示されるのか、いつ、どのような方法において示されるのか方向性をご教示願いたい。 ●理由 当社が業務を委託している企業が存在する国が、個人情報保護制度において、我が国と同等の水準にあると認められるか否かで、当社が対応すべき事項が変わるため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。
695	2	総論（規則で定める国）	●該当箇所 外国にある第三者への提供編の 3 ページ・1 行目 ●意見内容 改正法施行までに、法第 24 条で規定する「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国」を定める予定はあるか。 ●理由 実務を行う上で、本人同意の適用対象外となる国が明確になる時期を把握したいため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。
696	2	総論	●該当箇所 外国にある第三者への提供編の 4 ページの図中 ●意見内容	御意見を踏まえ、4 頁の図を修正します。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			表 2 列目の「第 2 項、第 3 項【オプトアウト手続き】」と、表 1 行目の「【本人の同意】」の適用関係欄にある“－”は「該当なし（概念上存在しない）」といった意味であり、表 4 列目の「第 1 項各号【例外】」の各行の適用関係欄の“－”は「例外として提供可能」の意味であると理解してよい。 上記の理解であれば、それぞれ「該当なし」「同意なく可」などの表記に修正してほしい。 ●理由 同じ記号が別の意味を持っていると思われるため、確認したい。また、理解しづらいため表記の修正をお願いしたい。 【一般社団法人日本クレジット協会】	
697	2	総論	・外国にある第三者への提供編 2 の * 3 では「法令」に外国の法令は含まれないとするところ、例えば、外国の法令に基づいて個人データの提供が義務付けられている場合や、外国の機関から同国の法令に定める事務の実施の上で協力が求められた場合でも、法 2 4 条に基づき本人の同意を得ることが必要ということか回答されたい。もしそうであれば、「現在適切に行われている個人情報の取扱いを追認するもの」ではなく、義務の加重と思われるが、義務を加重していないというのであればその理由を説明されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	改正後の法第 23 条第 1 項各号については、改正による変更はありません。
698	2	総論	・外国にある第三者への提供編 2 につき外資系企業の日本子会社や、国内系の企業でも海外において重要な事業を営んでいる場合には、外国の行政機関・司法機関から捜査や調査等の目的で日本で取り扱っている個人情報の提供を求められることがあり、それを拒絶することに対し当該外国の法令上ペナルティが課されることがある場合も多いところ、このような場合、日本の個人情報保護法を遵守するために本人の同意を得ようとしても拒絶されたり同意取得が現実的ではないという場合には、「日本の個人情報保護法に違反して個人情報保護委員会からのペナルティを受ける」か「外国の情報提供要請を拒絶して外国の法令上のペナルティを受ける」かの二律背反状態が発生し得るという理解でよい。このような場合について、個人情報保護委員会としては、個人情報取扱事業者がどう対応すべきだと考えているのか。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本意見募集はガイドライン案の内容に関するものであり、御指摘については個別の事例ごとに判断するものと考えられますが、一般論として、個人情報取扱事業者が外国にある第三者に個人データを提供する際には、改正後の法第 24 条の規律に従う必要があります。
699	2	総論	・外国にある第三者への提供編 2「図：法第 23 条と第 24 条の適用関係」につき、本人の同意を得ていれば、「規則で定める基準に適合する体制を整備」や「規則で定められた国」でなくとも第三者提供ができるはずであって、「規則で定める基準に適合する体制を整備」や「規則で定められた国」欄に「○」がついているのは違和感がある。また、法 2 3 条 1 項各号の場合であれば、法 2 4 条でも外国にある第三者への提供ができるはずなのに、「図：法第 23 条と第 24 条の適用関係」の横の列には 1 項各号の欄がないので、「○」のいつている列がなく、まるで法 2 3 条 1 項各号の場合においては外国にある第三者への提供ができないかのようである。要するに、この表は極めて誤解を招くもので、不正確であるから、削除するか大幅に修正されたい。	御意見を踏まえ、4 頁の図を修正します。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	
700	2	総論	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 3 ページ (※ 1)「現時点で定めている国はない。」 (御意見) 出来る限り速やかに、規則で定めるべきである。 (理由) 「外国」に該当することを前提として準備をしても徒労に帰す可能性が有るため。 【弁護士 21 名共同提出】	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。
701	2	総論	<意見 1>■該当箇所 4 ページ 図：法第 23 条と第 24 条の適用関係■意見図表内のハイフン (一)の意味している内容が理解しにくく明確化すべきと考える■理由「オプトアウト手続」の行のハイフンは「該当ケースなし (第 24 条の要件を満たすには本人同意以外の方法が必要)」という意味であるが、「例外」の行のハイフンは「第 23 条の例外に該当すれば、第 24 条の要件は不要」という意味であり、両者で意味が異なるため。【一般社団法人 電子情報技術産業協会】	御意見を踏まえ、4 頁の図を修正します。
702	2	総論	(該当箇所) 2 総論 (意見) 第三者提供時の確認・記録義務編の 2-2-2-1 (2) に該当するデータを外国にある第三者に提供する場合、当該データは法第 24 条に用いられている「個人データ」に該当しないと考えてよいでしょうか。 (理由) 確認・記録義務編の 2-2-2-1 の (2) において、受領者にとって個人情報に該当しない場合は個人データにも該当せず、法第 26 条の確認・記録義務は適用されないと記載されていますが、同 (1) の記述から、法第 19 条～法第 34 条までも適用されないと読み取られます。従って、(2) に該当するデータの提供先においては、外国にある第三者における措置を必要とされず、当該措置を義務付ける必要はないと読み取られます。 【日本製薬工業協会】	本ガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編) 案 2-2-2-1 (2) は、改正後の法第 26 条の要件の該当性を示したものです。 同法第 24 条は、個人情報取扱事業者が個人データを外国にある第三者に提供する場合に適用されるものであり、「個人データ」の該当性は当該個人情報取扱事業者を基準として提供時点で判断されます。
703	2	総論	(該当箇所) 2 総論 (意見) 国内の個人情報取扱事業者が第三者提供により入手したデータであって、入手時点で第三者提供時の確認・記録義務編の 2-2-2-1 (2) に該当するデータである場合、これを自身のデータベースに出力し、出力したデータを外国にある第三者に提供する場合、法第 24 条は適用されないと考えてよいでしょうか。	改正後の法第 24 条は、個人情報取扱事業者が個人データを外国にある第三者に提供する場合に適用されるものであり、「個人データ」の該当性は当該個人情報取扱事業者を基準として提供時点で判断されます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			(理由) 確認・記録義務編の 2-2-2-1 の (2) において、受領者にとって個人情報に該当しない場合は個人データにも該当せず、法第 26 条の確認・記録義務は適用されないと記載されていますが、同 (1) の記述から、法第 19 条～法第 34 条までも適用されないと読み取られます。従って、入手時において (2) に該当するデータを外国にある第三者に提供する場合において法第 24 条の適用は受けないと読み取られます。 【日本製薬工業協会】	
704	2	総論	(該当箇所) 2 総論 (意見) 改正法の施行前に外国にある事業者提供した個人データを改正後に当該外国の事業者が用いる場合には法第 24 条全体 (本ガイドライン案の 10, 11 頁を含む) は適用されないと考えてよいでしょうか。 (理由) 法の改正は保有する個人情報についても、その取扱い時点が改正法の施行後であれば適用されると理解しています。 【日本製薬工業協会】	御理解のとおりです。
705	2	総論	(該当箇所) 2 総論 (※3) (意見) 法第 16 条第 3 項第一号他、「法令に基づく場合」として説明同意等なく取得された個人情報について、当該国内法と同様の外国法により、当該外国にある事業者又は規制当局等に個人情報を提供することが必要な場合があります。例えば、「公衆衛生の向上」に該当する国内法令を列記し、同等の外国法令による場合については提供可能とすることはできないでしょうか。 (理由) 法第 16 条第 3 項第一号他、「法令に基づく場合」として説明同意等なく取得された個人情報について、当該国内法と同様の外国法により、当該外国にある事業者又は規制当局等に個人情報を提供することが必要な場合があります。このような場合を一律に認めることは適切でないと考えますが、例えば薬機法に基づく医薬品の安全管理情報 (有害事象を生じた患者情報等) などは「公衆衛生の向上」に該当するものであり、GVP 省令において外国からの情報を収集することを製造販売業者に求めており、この反対の外国への提供を禁じることは取得時の本人同意を求めることとなり、弊害が大きいと考えます。本人同意を得ない場合は、提供先に対して契約等により法第 17 条の趣旨に沿った措置としてガイドラインの 3-2-3 並びに 3-2-4 を求められますが、提供元医療機関の協力が必要であり、情報の収集に支障をきたす	本意見募集はガイドライン案の内容に関するものであり、御指摘の事例については個別に判断するものと考えられますが、一般論として、個人情報取扱事業者が外国にある第三者に個人データを提供する際には、改正後の法第 24 条の規律に従う必要があるところ、同法第 23 条第 1 項第 3 号に該当する場合には本人の同意を得ることなく外国にある第三者に個人データを提供することができますが、同号に該当するか否かは、個別判断となります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			なを、安全管理情報は提供元の医療機関により仮名化（又は連結可能匿名化）を行って提供されており、氏名、住所等並びに個人識別符号は提供されません。このこと並びに第三者提供時の確認・記録義務編の 2-2-2-1 (2) の記述から提供する個人情報は非個人情報であり、法 24 条の適用を受けない可能性も考えられますが、主な提供先の EU 圏内等の個人情報の定義、取扱い並びに法第 6 条に鑑みご提案させていただきます。 【日本製薬工業協会】	
706	2	総論	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編 2 総論 (意見) 我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国については、「現時点で規則で定めている国はない。」との記載がされているが、今後、具体的な国名が記載されるのか、条件等が示されるのか、いつ、どのような方法において示されるのか方向性をご教示願いたい。(理由) 当社が業務を委託している企業が存在する国が、個人情報保護制度において、我が国と同等の水準にあると認められるか否かで、当社が対応すべき事項が変わるため。【日本貸金業協会】	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。
707	2	総論	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編 2 総論 (意見) 第 2 項、第 3 項の「【本人の同意】」欄にある“一”は「該当なし（概念上存在しない）」といった意味であり、第 1 項各号の各欄の“一”は「例外として提供可能」の意味であると理解しているが妥当かご教示願いたい。 そうであれば、それぞれ「なし」「同意なく可」などの表記に修正していただきたい。 (理由) 同じ記号が別の意味を持っていると思われるため確認と要望のため。 【日本貸金業協会】	御意見を踏まえ、4 頁の図を修正します。
708	2	総論	(対象条文) 委託、事業承継又は共同利用(法第 23 条第 5 項各号に掲げる場合)に伴って、外国にある第三者に個人データを提供するときであっても、法第 24 条が適用される点に留意が必要である。 (意見) 日本の委託先が再委託に伴って、外国にある第三者に個人データを提供するときは、法第 24 条もしくは、法第 22 条が適用されるのかガイドいただきたい。 【株式会社セールスフォースドットコム】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えますが、個人情報取扱事業者が外国にある第三者に再委託により個人データを提供する場合にも、改正後の法第 24 条が適用されます。
709	2	総論	(該当箇所) 2 ページ 総論について (意見・理由) 「個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者に提供するに当たっては法第 24 条に従い、次の①から③までに該当する場合を除き、あらかじめ「外国にある第三者への個人デー	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			タの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要がある。」とあるが、「①から③までのいずれかに」と理解しています。文言をそのように修正することが適切であると考えます。 【在日米国商工会議所】	者に提供するに当たっては、法第 24 条に従い、次の①から③までに該当する場合を除き、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要がある。 【修正後】 「個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者に提供するに当たっては、法第 24 条に従い、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要がある。」
710	2	総論	(該当箇所) 2 ページ 総論について (意見・理由) 現状では、クラウド・コンピューティングサービスの運営事業者が個人データがその利用対象になっていることを認識していない場合、又は認識していたとしても個人データを暗号化できる機能が提供されており、同運営事業者が個人データにアクセスできない場合、いずれも改正個人情報保護法 24 条の越境移転制限が適用されています。しかし、広く事業者に利用されているクラウドサービスを海外事業者が提供しているというだけで原則利用禁止とするのは、大多数の中小企業の企業活動を著しく阻害してしまいます。 改正個人情報保護法 24 条に規定する「外国にある第三者への提供」に該当しない旨をガイドライン又は Q&A 等で明らかにすべきであると考えます。 【在日米国商工会議所】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。 御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
711	2	総論	(該当箇所) 4 ページの図について (意見・理由) 「図：法第 23 条と第 24 条の適用関係」があるが、本図の（特に○の）意味するところが不明であるため、説明の加筆又は図の修正をお願いします。 【在日米国商工会議所】	御意見を踏まえ、4 頁の図を修正します。
712	2	総論	2 外国第三者提供編においては、法第 24 条に従い、1 から 3 に該当する場合を除き、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要があるとしている。この 1 で「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報保護に関する法律施行規則で定める国にある場合」と規定している。この国を規定する場合、我が国と同等と認めた根拠、及び当該国の法律制度を明らかにするとともに、	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			英語による翻訳文を作成すべきと考える。 個人データを提供する者及び団体では、その説明は困難であり、国の明確な基準の公表が必要と考える。 【個人】	
713	2	総論	3 法第 24 条第 1 項から第 3 項に該当する国は、いつ定めて公表するのか。事業主体が確認等を行うために必要な期間を設けた上で施行実施日を決定すべきではないか。 【個人】	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。
714	2	総論	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編 2 総論 (意見) 規則第 24 条の規定を受けない場合として、「①当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報の保護に関する法律施行規則 (平成 28 年個人情報保護委員会規則第●号。以下『規則』という。) で定める国にある場合」とあるが、「現時点で規則で定めている国はない。」とされている。これは、委員会としては現時点で我が国と同等の水準にある国は存在しない、他の国の個人情報保護制度は我が国よりも劣っている、との認識か。もしそうであれば、個人情報取扱事業者に対し、外国にある第三者への個人データの提供について一層の注意を促すべきである。そうでなく、我が国と遜色ない個人情報保護制度を有している国が存在していると認識しているのであれば、規則で明記しないのは怠慢であり速やかに規則で定めるよう求める。【個人】	様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。
715	2-1	外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意	●該当箇所 外国にある第三者への提供編の 4 ページ・2-1 本文中の 4 行目 ●意見内容 施行令・施行規則に関するパブコメ (No.555 など) において、外国への個人データ提供の際の同意要領について「ガイドライン等で明確化する」との回答があるが、「本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない」と記載されている箇所がその内容であるか。その場合、国名・事業者名の明示の可否は事業内容等を踏まえて事業者にて判断するとの理解でよいのか。 ●理由 国名・事業社名の明示が必須となると、例えば自社の業務を外国にある事業者へ委託している場合、その委託先が変更になった際には、委託している業務に含まれる個人データの本人に対し国名・事業者名を記し再度同意を取得しなければならないが、対象となる本人が膨大な数である場合はそのような対応はおおよそ不可能であると考えられる。また、外国へ個人データが移転されることについて本人の同意があるのであれば法第 24 条の規定を設けた趣旨を損なうこともないと思われる。そのため、上記意見について確認したい。 【一般社団法人日本クレジット協会】	外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を取得する際には、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、当該本人が当該同意に係る判断を行うために必要と考えられる適切かつ合理的な方法によらなければなりません。この方法には、提供先の国名を個別に示す方法、実質的に本人から見て提供先の国名を特定できる方法とともに、国名を特定する代わりに外国にある第三者に提供する場面を具体的に特定する方法などが含まれ得ます。
716	2-1	外国にある第三者	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 4 ページ 2-1 の 2 段落目	御指摘の箇所については、外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を取得する際には、事業の

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	への個人データの提供を認める旨の本人の同意	「また、「本人の同意を得(る)」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。」 (御意見) 文意を取りにくいいため、明確な表現にするべきである。 (理由) 「本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法」で「本人の同意を得(る)」ということになるが、意味が分かりにくい。「本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる情報を与えられたことを前提として合理的かつ適切な方法」と理解すればよいのであろうか。あるいは、外国にある第三者への提供編の6ページ3-1の「適切かつ合理的な方法」と同じく、契約、確認書、覚書等を取り交わしたり、内規・プライバシーポリシー等を提示したりする方法と理解すればよいのであろうか。あるいは、同21ページの2段落目にある「本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示す」という方法であるのか。その他の方法であることも考えられるため、明確にすべきである。 【弁護士 21 名共同提出】	性質及び個人情報の取扱状況に応じ、当該本人が当該同意に係る判断を行うために必要と考えられる適切かつ合理的な方法によらなければならない旨を記載しているため、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。 なお、この方法には、提供先の国名を個別に示す方法、実質的に本人から見て提供先の国名を特定できる方法とともに、国名を特定する代わりに外国にある第三者に提供する場面を具体的に特定する方法などが含まれ得ます。
717	2-1	外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意 (該当箇所) 外国にある第三者への提供編の4ページ2-1の3段落目 「なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。」 (御意見) 「判断できる能力」の有無をどのように判断すればよいのか明確にすべきである。 (理由) 「判断できる能力」の有無は、いかに判断すればよいのか疑問である。 スマートホンの無料アプリのように、未成年者等が判断能力を有することを装って不用意に同意した場合、民法 21 条(制限行為能力者の詐術)のような考え方で、同意を得たことにして良いのか疑問である。 これらの点について、明確にすべきである。 【弁護士 21 名共同提出】	個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有しているか否かは、対象となる個人情報の内容や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきと考えられますので、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
718	2-1	外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意 (意見) 「なお、改正法の施行日前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、	本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、一般論として、外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を取得する際には、事業の性

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		提供を認める旨の本人の同意	て、・・同意に相当するものであるときは、同条の同意があったものとみなす」における「外国にある第三者」の同意説明における表記（表現）について例示いただきたい。 （理由） 5 ページにおいて外資企業の子会社と支店について異なる扱いが示されているが、同意説明においてグローバル企業の通称（親会社は〇〇〇、国内子会社は〇〇〇日本の場合の〇〇〇のみ）を説明している場合は少なくない。 また、国際共同治験では、国際共同治験である事を説明していれば同意が得られていると見なされるのでしょうか。それでは不足である場合、国地域迄の説明が必要なののでしょうか、あるいは、外国にある事業者の名称（委託先機関、CRO、製薬企業の全て）まで特定する必要があるのでしょうか。 【日本製薬工業協会】	質及び個人データの取扱状況に応じ、当該本人が当該同意に係る判断を行うために必要と考えられる適切かつ合理的な方法によらなければなりません。この方法には、提供先の国名を個別に示す方法、実質的に本人から見て提供先の国名を特定できる方法とともに、国名を特定する代わりに外国にある第三者に提供する場合を具体的に特定する方法などが含まれ得ます。
719	2-1	外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意	（該当箇所）外国にある第三者への提供編 2-1 外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意（意見）施行令・施行規則に関するパブコメ（No.555 など）において、外国への個人データ提供の際の同意要領について「ガイドライン等で明確化する」との回答があるが、「本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない」と記載されている箇所がその内容であると理解してよいか。その場合、国名・事業者名の明示の要否は事業内容等を踏まえて事業者にて判断するとの理解でよいか。（理由）企業名の追加・変更が頻繁に発生するため、「海外の企業」のような表記も可能にしていきたい。【日本貸金業協会】	外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を取得する際には、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、当該本人が当該同意に係る判断を行うために必要と考えられる適切かつ合理的な方法によらなければなりません。この方法には、提供先の国名を個別に示す方法、実質的に本人から見て提供先の国名を特定できる方法とともに、国名を特定する代わりに外国にある第三者に提供する場合を具体的に特定する方法などが含まれ得ます。
720	2-1	外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意	（該当箇所） 外国にある第三者への提供編 2-1 外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意（意見） 法 24 条において求められる本人の同意を取得する場合、「外国にある第三者に個人データを提供することを明確にしなければならない」とあるが、明示する事項は単に「外国にある第三者へ提供する旨」であればよいか、それとも特定国、特定の第三者（法人名等）を明示して同意を得る必要があるかご教示願いたい。 （理由） 意味の明確化のため。 【日本貸金業協会】	外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を取得する際には、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、当該本人が当該同意に係る判断を行うために必要と考えられる適切かつ合理的な方法によらなければなりません。この方法には、提供先の国名を個別に示す方法、実質的に本人から見て提供先の国名を特定できる方法とともに、国名を特定する代わりに外国にある第三者に提供する場合を具体的に特定する方法などが含まれ得ます。
721	2-1	外国にある第三者への個人	(1) 意見：P4 において、「個々の事例ごとに判断されるべきではあるが、法第 24 条において求められる本人の同意を取得する場合、本人の権利利益保護の観点から、外国にある第三者に個人	外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を取得する際には、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、当該本人が当該同意に係る判断を行う

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	データの提供を認める旨の本人の同意	データを提供することを明確にしなければならない。」とあるが、具体的な国名や個人データ提供の相手方を特定した上での同意ではなく、個人情報取得時の包括的な同意(例えば「外国にある第三者に対する提供に同意します」という意思表示)で足りるとの解釈で良いか確認したい。 理由：法第二十四条における同意は、同条二つ目の括弧書きにより、「外国」に該当しない国及び今般公表された施行規則第十一条により、「第三者」に該当しない者以外の「外国にある第三者」に対して個人データを提供する場合に必要ということになるが、受領者がそのような外国にある第三者に該当するか否かをデータ提供の都度確認するのは困難であることから、顧客から取得時に包括的な同意をとることで十分である旨を確認したい。 【モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社】	ために必要と考えられる適切かつ合理的な方法によらなければなりません。この方法には、提供先の国名を個別に示す方法、実質的に本人から見て提供先の国名を特定できる方法とともに、国名を特定する代わりに外国にある第三者に提供する場面を具体的に特定する方法などが含まれ得ます。
722	2-1	外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意 (該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 4 ページ 最終の 4 行 (御意見) 改正法の施行日前までに海外の委託先との間で所要の措置が完了しない場合、海外の委託先に提供済みの個人データを消去等する必要性が生じ、実務に混乱が生じることが想定される。 施行日前の準備期間を相当程度設け、かつ、契約等に関する考え方を個人情報保護委員会から明確に示す必要がある。 (理由) 「改正法の施行日前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第 24 条の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同条の同意があったものとみなす(改正法附則第 3 条)」とされている。 一方、改正法施行日前に、個人データの取扱いを受託した事業者が外国の事業者個人データの取扱いを再委託している場合、本人からの同意取得が現実的に困難である。 また、個人情報の保護に関する法律施行規則第 11 条第 2 号の「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定」も、改正法の施行日前に認定を受けることが現実的に難しい。 そこで「個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制」として同規則同条第 1 号の「個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施」を確保することが現実的となるが、施行日前の準備期間が相当程度設けられ、かつ、契約等に関する考え方が明確になっていない限り、施行日前に措置が完了しないおそれが高い。 【一般社団法人 情報サービス産業協会】	御意見は、執務の参考とさせていただきます。なお、改正後の法第 24 条が適用される対象は、施行日以後に為される外国にある第三者に対する個人データの提供行為です。
723	2-1	外国にある第三者 (該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 4 ページ 最後の 4 行	外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を取得する際には、事業の性質及び個人データの取

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		への個人データの提供を認める旨の本人の同意	(御意見) 改正法の施行日前の同意に関し、4 ページの最後の段落にあるように「その同意が法第 24 条の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同条の同意があったものとみなす」とあるが、相当性の判断基準が不明である。 第三者への提供の同意に関し、「日本国内の第三者に限定する」旨や「外国にある第三者に提供してはならない」旨の明示がない場合は、「外国にある第三者に提供することの同意がある」との判断が許容されることが望ましい。 (理由) 改正前の法第 23 条は、第三者が国内にあるのか、海外にあるのかの区別をしていなかったことから、看做し規定であっても実際にどこまで許容されるか、事業者にとっては不安があり、その解消に努める必要がある。 【一般社団法人 情報サービス産業協会】	扱状況に応じ、当該本人が当該同意に係る判断を行うために必要と考えられる適切かつ合理的な方法によらなければなりません。この方法には、提供先の国名を個別に示す方法、実質的に本人から見て提供先の国名を特定できる方法とともに、国名を特定する代わりに外国にある第三者に提供する場面を具体的に特定する方法などが含まれ得ます。 改正法の施行日前に、上記の方法などにより同意を得ている場合には、当該同意は改正後の法第 24 条の同意があったものとみなされます。 なお、個別判断となりますが、一般論として、「日本国内の第三者に限定する」旨や「外国にある第三者に提供してはならない」旨の明示がないことのみをもって、同条の同意があるものとはみなされないものと考えられます。
724	2-1	外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意	意見 45 【外国第三者提供編 2-1p.4】外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意は原則として当該外国の明示を受けた上で取得されるべきものではないか図後の第 2 段落において、「本人の同意を得(る)」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければなりません。」とするが、外国にある第三者への提供が制限されている理由は、当該外国における個人情報保護制度が我が国の制度と乖離している可能性があることに求められることから、本人が同意するかどうかの判断に際しては、当該外国がどこであるかは最低限の判断材料である。そうすると、「必要と考えられる合理的かつ適切な方法」としては、原則として、当該外国を明示することが含まれるのではないかと。そこで、「<u>原則として提供先の外国を明示した上で</u>、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければなりません。」としてどうか。【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。 なお、外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を取得する際には、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、当該本人が当該同意に係る判断を行うために必要と考えられる適切かつ合理的な方法によらなければなりません。この方法には、提供先の国名を個別に示す方法、実質的に本人から見て提供先の国名を特定できる方法とともに、国名を特定する代わりに外国にある第三者に提供する場面を具体的に特定する方法などが含まれ得ます。
725	2-1	外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意	(該当箇所) ガイドライン (外国第三者提供編) 2-1 (意見②) ここで求められる「本人の同意」としては、提供先が外国にある第三者であることを明らかにすれば足り、当該第三者の名称や具体的な外国名まで特定しなくてもよい。 理由：個人データを含むデータの効率利用のため、データ解析等を外国に所在する委託先(ベンダー)において行う場合があるが、かかるベンダーを事後的に追加したり変更する可能性があ	外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を取得する際には、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、当該本人が当該同意に係る判断を行うために必要と考えられる適切かつ合理的な方法によらなければなりません。この方法には、提供先の国名を個別に示す方法、実質的に本人から見て提供先の国名を特定できる方法とともに、国名を特定する代わり

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		意	る。このような事後的な委託先の追加・変更の度に改めて同意が必要とするのは、データ利用の利便性を阻害する一方、提供目的は変わらず、また、外国に提供されることについても変わらず、情報提供者の予測可能性を阻害することはない。 【匿名】	に外国にある第三者に提供する場合を具体的に特定する方法などが含まれ得ます。
726	2-1	外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意	（該当箇所） ガイドライン（外国第三者提供編）2-1 （意見③） 上記②につき、第三者の名称や外国名を特定する必要があるとの回答であった場合でも、関連会社については、主要な関連会社及び当該関連会社の所在する外国を例示することで足りるか。 【匿名】	外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を取得する際には、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、当該本人が当該同意に係る判断を行うために必要と考えられる適切かつ合理的な方法によらなければなりません。この方法には、提供先の国名を個別に示す方法、実質的に本人から見て提供先の国名を特定できる方法とともに、国名を特定する代わりに外国にある第三者に提供する場合を具体的に特定する方法などが含まれ得ます。
727	2-2	外国にある第三者	・外国にある第三者への提供編２－２の「本人の同意」の定義は、本人の個人データが、個人情報取扱事業者によって「第三者」に提供されることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいうのではなく、本人の個人データが、個人情報取扱事業者によって「外国にある第三者」に提供されることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいうとすべきではないか、確認されたい。もし、そうでなければ、そうする必要がない理由について説明されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御指摘の箇所について、ここでいう第三者とは「外国にある第三者」のことを指していることは明白であり、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
728	2-2	外国にある第三者	・外国にある第三者への提供編２－２の「外国の法令に準拠して設立され外国に住所を有する外国法人であっても、当該外国法人が法第２条第５項に規定する「個人情報取扱事業者」（※）に該当する場合には、「外国にある第三者」には該当しない。」という解釈がどこから導かれるか説明されたい。例えば、日系企業の東京本店が、東京支店を有する外資系企業の「アメリカの本社」に直接個人データを提供する場合、当該外資系企業は「個人情報取扱事業者」に該当するので、「外国にある第三者」には該当しないという理解でよいのか、確認されたい。（もし、この事例で外国にある第三者に該当するという場合、「日系企業の東京本店が外資系企業の東京支店に個人データを提供する場合、当該外資系企業の東京支店は「個人情報取扱事業者」に該当し、「外国にある第三者」には該当しない。」という説明との間でどうして相違が生じるのかについても回答されたい。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	個人情報取扱事業者の該当性は、事業の実態を勘案して、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められるか否かを個別の事例ごとに判断することとなります。
729	2-2	外国にある第三者	・外国にある第三者への提供編２－２について、日本のクラウド事業者が海外支店・営業所（同一法人）を置いて管理しているサーバーに個人情報取扱事業者が個人データをアップロードすることは「外国にある第三者」への提供が回答されたい。また、日本のクラウド事業者の海外子会社が管理しているサーバーに個人情報取扱事業者が個人データをアップロードすることは	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			「外国にある第三者」への提供が回答されたい。更に、外国のクラウド事業者が日本支店・営業所（同一法人）を置いて管理しているサーバーに個人データをアップロードすることは「外国にある第三者」への提供が回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	ており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。 御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。 また、個人情報取扱事業者の該当性は、事業の実態を勘案して、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められるか否かを個別の事例ごとに判断することとなります。
730	2-2	外国にある第三者	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編（案） 2-2 外国にある第三者 5 頁 (意見・要望等) 「例えば、外国法人であっても、日本国内に事務所を設置している場合、又は、日本国内で事業活動を行っている場合など、日本国内で「個人情報データベース等」を事業の用に供していると認められるときは、当該外国法人は、「個人情報取扱事業者」に該当するため、「外国にある第三者」には該当しない」とある。 この場合の、事業者該当性の判定は、日本国内の個人を相手として商品や役務の提供をしているか否か、に拠るとの理解でよい。これ以外に、例えば、以下のような観点は判定基準と考えられていないとの理解でよい。 ・日本国内に事務所を設置しているか否か ・日本国内で事業活動（例：営業・勧誘）を行っているのか、海外から事業活動を行っているのか ・個人データの提供先や提供に係る契約などの相手先が、外国法人の外国事業所であるか、日本国内の事務所であるか ・提供される個人データが格納されるサーバーが日本国内に有るか否か 【一般社団法人国際銀行協会】	個人情報取扱事業者の該当性は、事業の実態を勘案して、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められるか否かを個別の事例ごとに判断することとなりますが、一般論として、御指摘の観点も判断要素となり得るものと考えられます。
731	2-2	外国にある第三者	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編（案） 2-2 外国にある第三者 5 頁（意見・要望等） 「外国にある第三者への提供編」(案) の5頁には、次の記載が有る。 「事例」日系企業の東京本店が外資系企業の東京支店に個人データを提供する場合、当該外資系企業の東京支店は「個人情報取扱事業者」に該当し、「外国にある第三者」には該当しない。」 東京支店と当該外資系企業（本国に所在する同一法人）との間には、例えば、以下のような個人データの取扱いが起り得るが、こうした取扱いを行う場合も含めて、東京支店及びそれが所属する外資系企業は「個人情報取扱事業者」に該当し、「外国にある第三者には該当しない」との理解でよ	個人情報取扱事業者の該当性は、事業の実態を勘案して、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められるか否かを個別の事例ごとに判断することとなります。御指摘の例におきましても個別判断となりますが、一般論として、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められない場合においては、国内に拠点が有るか

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			いか。・提供されたデータを東京支店から外国事業所に提供する場合・個人データが東京支店に対してではなく、当該外資系企業（外国法人）の外国事業所に対して直接、提供される場合・外国事業所にデータを保管する場合【一般社団法人国際銀行協会】	否かを問わず、個人情報取扱事業者には該当せず、「外国にある第三者」に該当するものと考えられます。
732	2-2	外国にある第三者	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編（案） 2-2 外国にある第三者 5 頁 (意見・要望等) 5 頁では、同一企業グループに属するものの、法人格が異なる海外所在のグループ会社に対して、個人データを提供する場合には、“外国にある第三者への提供”に該当する、とされている。 このため、法第 24 条が適用され、そのままでは、法第 23 条第 5 項第 1 号に規定されている、“委託”に該当することは無く、ましてや、同第 2 項に規定されているいわゆる“オプトアウト制度”を用いることも許されていない。それらの方策を用いるためには、法第 24 条に係る規則第 11 条に規定する“基準”に適合する必要がある、具体的には、ガイドライン（案）の「3-1 適切かつ合理的な方法」にあるとおり、グループの内規やプライバシーポリシーにおいて、法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されねばならない（あるいは、国際的な枠組みに基づく認定）。 しかし、同時に 5 頁では、「外国法人であっても、・・・日本国内で『個人情報データベース等』を事業の用に供している」と認められるときは、・・・『個人情報取扱事業者』に該当するため、『外国にある第三者』には該当しない」とされている。したがって、法第 23 条が適用されるため、同第 5 項第 1 号の“委託”に該当する場合には、そもそも「第三者への提供」に該当せず、“委託”に該当しない場合でも、同第 2 項の“オプトアウト制度”を用いるという方策が開かれている。 このような差異の結果、同一企業グループに属する外国法人に提供する場合の方が、グループ外の外国法人に提供する場合よりも、過重な規制となっているように窺える。 本来、外国法人は、事業性が有れば、個人データの提供を受けた時点で、個人情報取扱事業者に該当し、所在地（国内、外国）や国内拠点の有無などにかかわらず、管理措置や体制整備の義務が生じるものと理解している（法第 75 条の「域外適用」など）。 同一グループに属する外国法人にまで「外国にある第三者」に該当するとするのではなく、単に「個人情報取扱事業者」に該当する、とすれば足りるのではないかと（したがって、法第 23 条が適用される）。 法第 24 条（外国にある第三者への提供）の適用対象となるのは、同一グループに属する外国法人を除く、純然たる第三者である外国法人（いわば“狭義の外国法人”）に限定されるべきではないか。 【一般社団法人国際銀行協会】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。 なお、個人情報取扱事業者の該当性は、事業の実態を勘案して、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められるか否かを個別の事例ごとに判断することとなります。御指摘の例におきましても、同一の企業グループに属するか否かで一律に判断されるものではないと考えられます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
733	2-2	外国にある第三者	<意見 2> ■該当箇所 ページ・5 行目 ■意見 外国法人が日本国内のデータセンタ運営事業者との契約等に基づき、日本国内のデータセンタを利用することがある。そのような外国法人に対し、もっぱら日本国内のデータセンタに個人データを保存することを前提として個人データを提供する場合、すなわち本邦の域外に個人データが物理的に移転することを前提としていない場合には、単に個人情報取扱事業者の義務が適用され、法第 24 条（外国にある第三者への提供の制限）の適用はないということを明らかにしていただきたい。 ■理由 「外国にある第三者」該当するか否かは、別の法人格を有するかどうかにより判断されることであるが、上記意見のように、本邦の域外に個人データが物理的に移動することのない場合においても、別の法人格を有している場合には法 24 条の適用があるのかどうか明らかにするため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。 御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。 また、個人情報取扱事業者の該当性は、事業の実態を勘案して、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められるか否かを個別の事例ごとに判断することとなります。
734	2-2	外国にある第三者	<意見 3> ■該当箇所 5 ページ 2-2 外国にある第三者 ■意見 海外にあるクラウドに個人情報を保管する場合でも、海外事業者は個人情報にアクセスできず、国内の個人情報取扱事業者しかアクセスできないよう適切に安全管理措置が実施されている場合は、「外国にある第三者への提供」に該当しないことを明確にしていきたい。 ■理由 現在、上記意見欄に記載したような海外(特に米国系 IT 企業が運営する)の安全なクラウド利用が一般化している。このような利用に過重な負担を課すと、IoT 推進に大きなマイナスとなる事態が懸念される。ガイドライン本文への記載が困難であれば、Q&A 等による明確化でも構わない。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。 御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
735	2-2	外国にある第三者	3. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（案）に対する意見等 「2-2 外国にある第三者」において、「外国の法令に準拠して設立され外国に住所を有する外国法人であっても、当該外国法人が法第 2 条第 5 項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当する場合には、「外国にある第三者」には該当しない。例えば、外国法人であっても、日本国内に	御指摘の例におきまして、改めて改正後の法第 24 条に基づく同意を得る必要が無い点については、御理解のとおりです。 なお、改正後の法第 75 条が適用されるのは、日本の居住者等国内にある者に対して物品やサービスの

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			事務所を設置している場合、又は、日本国内で事業活動を行っている場合など、日本国内で「個人情報データベース等」を事業の用に供していると認められるときは、当該外国法人は、「個人情報取扱事業者」に該当するため、「外国にある第三者」には該当しない(事例) 日系企業の東京本店が外資系企業の東京支店に個人データを提供する場合、当該外資系企業の東京支店は「個人情報取扱事業者」に該当し、「外国にある第三者」には該当しない。))とされている。 ここで、「事例」のとおり、外資系企業の東京支店に個人データを提供(本人同意を得たもののほか、委託・事業承継・共同利用も含む)した後、当該東京支店から、外国の本店に個人データが送られた場合であっても、当該外国の本店は、法 75 条により法の域外適用を受けること、および同一法人内での個人データ授受であることから、法第 24 条にもとづく本人同意を改めて取得する必要はないとの理解でよい(外国の「本店」に提供されることについて改めて同意を取得する必要はないか)。 【一般社団法人全国銀行協会】	提供を行い、これに関連してその者を本人とする個人情報取得した場面となります。
736	2-2	外国にある第三者	3. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)(案)に対する意見等外国にある「第三者」のうち、規則第 11 条に該当するものについては、法第 24 条の対象から除外されると理解しているが、次に掲げる者がそもそも「外国にある第三者」に該当するのか確認したい。また、今後策定されるガイドライン等でどのような者が外国にある第三者に該当するか明示いただきたい。①ある日本企業が個人データの保管等を外国企業に委託する場合であって、保管場所(保管するサーバー等も含む)が日本にある場合の当該外国企業②ある日本企業が個人データの保管等を日本企業に委託する場合であって、保管場所(保管するサーバー等も含む)が外国にある場合の当該日本企業【一般社団法人全国銀行協会】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
737	2-2	外国にある第三者	(該当箇所) 外国第三者提供編の 5～6 ページ・2-2 外国にある第三者(意見) 外国にある親会社が、「日本にある法人格を持たない事業所や支店」を介して日本在住の個人から個人データを取得したり、日本にある事業者から個人データの提供を受けた場合は、この外国にある親会社は「外国にある第三者」ではなく、「個人情報取扱事業者」としての扱いを受けるのだと思いますが、示されている事例だけでは判断しかねるため、様々な事例を示すことにより、外国にある第三者の定義を明確にしていきたいと思います。 (理由) 2-2 の第 2 パラグラフでは、「日本企業が、・・・現地の事業所、支店など同一法人格内での個人データの移動の場合には「外国にある第三者」への個人データの提供には該当しない」としています。 また、事例)として、「外資系企業の日本法人が外国にある親会社に個人データを提供する場合、	本ガイドライン(外国にある第三者への提供編)記載のとおり、法人の場合、個人データを提供する個人情報取扱事業者と別の法人格を有するかどうかで第三者に該当するかを判断することとなりますので、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			当該親会社は「外国にある第三者」に該当する、「日系企業の東京本店が外資系企業の東京支店に個人データを提供する場合、当該外資系企業の東京支店は「個人情報取扱事業者」に該当し、「外国にある第三者」には該当しない」としています。 そこで、「日系企業の東京本店が外資系企業の東京支店に個人データを提供し、その外資系企業の東京支店が外国にある親会社に個人データを移動した場合」は、当該外資系企業の東京支店は「個人情報取扱事業者」なので、そこから個人データを移動する場合は、外国にある親会社は「外国にある第三者」に該当するのでしょうか、あるいは、当該外資系企業の東京支店は法人格を有していないので外国にある親会社への個人データの移動は同一法人格内での個人データの移動になり外国にある親会社は「外国にある第三者」ではなく東京支店と「同一の個人情報取扱事業者」と考えるのでしょうか。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】	
738	2-2	外国にある第三者	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編 2-2 外国にある第三者 (意見) 第三者提供先が個人情報データベース等を事業の用に供している場合、同提供先は、「個人情報取扱事業者」(法第 2 条第 5 項)であるため、「外国にある第三者」に該当しないと理解している。 ところで、いわゆるクラウドサービスを利用して、クラウド環境上に個人情報データベース等を保存した場合、同サービスを反復・継続して運営する当該サービス運営事業者は個人情報データベース等を事業の用に供していると認められることから、「個人情報取扱事業者」(法第 2 条第 5 項)に該当し、当該記載に基づく「外国にある第三者」に該当しないと理解してよい。 なお、当該サービス運営事業者が内国法人か外国法人であるかを問わず、また、同サービスに関し利用されるサーバー等施設の設置場所が国内か海外かを問わない。 (理由) 意味の明確化のため。 【日本貸金業協会】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。 御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。 また、個人情報取扱事業者の該当性は、事業の実態を勘案して、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められるか否かを個別の事例ごとに判断することとなります。
739	2-2	外国にある第三者	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 5 ページ 2-2 の 2 段落目 (御意見) 5 ページの第 2 段落の例にある通り、同一グループ企業内であっても別法人の場合は「外国にある第三者」に該当するため、海外展開をしている企業は 6 ページの最後に記載されている事例 2)のように、グループ共通の内規やプライバシーポリシーなどを適切に定めることで対応することとなる。しかし、9 ページの最初の 3 行にあるように、その基準は必ずしも明確ではないことから、モデル条項例等を記載いただきたい。	御意見は、執務の参考とさせていただきます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			(理由) 改正前の法第 23 条は、第三者が国内にあるのか、海外にあるのかの区別をしていなかったこともあり、具体例等の提示だけではなく、モデル条項例等も記載いただくことで体制の整備を効率的に進めることができる。 【一般社団法人 情報サービス産業協会】	
740	2-2	外国にある第三者	意見 46 【外国第三者提供編 2-2 p.5】「「個人情報取扱事業者」に該当する場合には「外国にある第三者」に該当しない」との趣旨如何 13 行目では、「「外国の法令に準拠して設立され外国に住所を有する外国法人であっても、当該外国法人が法第 2 条第 5 項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当する場合には、「外国にある第三者」には該当しない。」とし、「例えば、外国法人であっても、日本国内に事務所を設置している場合、又は、日本国内で事業活動を行っている場合など、日本国内で「個人情報データベース等」を事業の用に供していると認められるときは、当該外国法人は、「個人情報取扱事業者」に該当するため、「外国にある第三者」には該当しない。」とするが、趣旨が不明である。法 2 条 5 項（個人情報取扱事業者）の定義には「日本国内で」個人情報データベース等を事業の用に供していることは含まれておらず、法 75 条（適用範囲）においても当然にそれが前提であるはずである。そこで、上記の趣旨を明らかにすべく、以下に回答されたい。①13 行目の文章「個人情報取扱事業者」に関してのみ、「日本国内で」個人情報データベース等を事業の用に供していることを要件と考えているのか。②この場合の「日本国内で」とは、物理的に個人情報データベース等が日本国内に設置されていることを指すのか。③外国法人が日本で活動する場合、少なくとも一人以上の従業員が日本国内にいたことが考えられるが、そのような従業員が所持する端末に個人情報データベース等が一つでも含まれていれば当該外国法人は 13 行目の文章でいう「個人情報取扱事業者」であって「外国にある第三者」には該当しないと解するのか。④①ないし③が全て肯定される場合、「外国にある第三者」に含まれるものはほとんどないのではないかと。全く日本国内で個人情報データベース等が存在しない者のみについて「外国にある第三者」として規制を及ぼすとするのは、解釈によって法 24 条の適用範囲を限定し過ぎではないか。⑤①ないし③が全て肯定される場合、欧州の十分性認定との関係で、Onward Transfer の規制が実質的には全く存在しないものとされ、十分性認定について極めて重大な支障を生ずるのではないかと。⑥①ないし③が全て肯定される場合、結論の不当性が明らかであるので、「主として日本国内で「個人情報データベース等を事業の用に供していると認められるときは」とするのはどうか。【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	個人情報取扱事業者の該当性は、事業の実態を勘案して、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められるか否かを個別の事例ごとに判断することとなりますので、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
741	2-2	外国にある第三者	(該当箇所) ガイドライン (外国第三者提供編) 2-2 (意見④) 法 75 条は「個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報を用いて作成	改正後の法第 24 条と同法第 75 条は、適用範囲を異にするものと考えられます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			した匿名加工情報を取り扱う場合」につき、当該事業者が、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者であることを前提に、個人情報保護法の一部の規定が域外適用される旨規定する。一方、ガイドライン案では、日本国内に事務所を設置する外国法人又は日本国内で事業活動を行っている外国法人で、「日本国内で『個人情報データベース等』を事業の用に供していると認められる」場合に限って、当該外国法人が「個人情報取扱事業者」に該当する旨例示し、一見したところ、「個人情報取扱事業者」の範囲につき、両者に矛盾があるように見受けられる。法 75 条が国内に事業拠点のない国外の外国法人も「個人情報取扱事業者」に含まれるとしているため、『当該外国法人が法第 2 条第 5 項に規定する「個人情報取扱事業者」(※)に該当する場合』としているのは、この例示に拘わらず、このような国内に事業拠点のない国外の外国法人で法 75 条により「個人情報取扱事業者」とされるものも含まれる趣旨か。 【匿名】	
742	2-2	外国にある第三者	(該当箇所) ガイドライン (外国第三者提供編) 2-2 (意見⑤) ④と関連し、日本国内で「個人情報データベース等」を事業の用に供していると認められるか否かにかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する外国法人 (第三者提供とは異なる文脈で、法 75 条に該当して個人情報取扱事業者とされる外国法人を含む。) は、法第 24 条にいう「外国にある第三者」には該当しないとの理解でよいのか。 【匿名】	改正後の法第 24 条と同法第 75 条は、適用範囲を異にするものと考えられます。
743	2-2	外国にある第三者	外国にある第三者について質問したい。 日本の会社 A 社にとって、外国に本社があって日本に支店がある B 社は外国にある第三者か。また、B 社からみて B 社の本社である C 社は外国にある第三者か。 a 社からみて、c 者は外国にある第三者か。 a 社がクラウド事業者 D 社を使っていた時に、D 者が外国の E 社のデータセンターにアウトソーシングしていた場合には、A 社が外国にある第三者に移転したこととなるのか。 匿名加工情報は個人情報ではないので、外国にある第三者 E 社に渡しても問題ないか。E 社が外国において受け取った匿名加工情報を外国で全て再識別することは問題ないか。 e 社が再識別した情報を日本国内の F 社に渡すと、F 社はどの法律のどの条文を守る必要があるのか。F 社が受け取った情報は匿名加工情報を加工したものであるから個人情報ではないはずなので、個人情報保護法は適用されないはずである。 上記のようなことを名簿屋が脱法的に行なった場合には、どのように取り締まることができるのか。 【匿名】	本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事例についてはお答えしかねます。
744	2-2	外国にあ	▼外国にある第三者への提供編 2-2	クラウドサービスの内容は契約により異なり得る

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		る第三者	「外国にある」の定義において法人の場合は外国の法人格を取得しているか否かが 判断基準として挙げられているが、個人情報の第三者提供をするにあたり、システムを介する場合、サーバーの物理的場所に関しては考慮する必要が無く、あくまで法人格の所在のみを基準とする考えでよいか？国内にて法人格を持つ事業者に委託したデータが、同法人が海外に展開するシステムにミラーリングされている場合は考慮しなくてよいか？またミラーリング先が委託先の関連会社だが外国の法人格を持つ場合、これは海外への第三者提供にあたるのか？ガイドラインの fix 版において例示に基づく見解を頂きたい。 【匿名】	ところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。 御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
745	2-2	外国にある第三者	▼外国にある第三者への提供編 2-2 事業者が海外に住所を置くクラウド業者と利用契約を結んだが、当該クラウド業者は国内にもデータセンターを設置しており、その国内データセンターに限り、データを格納する旨が確実な場合はガイドラインの以下の文言に該当するため、外国の第三者提供に該当しないという解釈でよいか？クラウドが委託に該当するか否かも含めたうえで、ガイドラインの fix 版において例示に基づく見解を頂きたい。「また、外国の法令に準拠して設立され外国に住所を有する外国法人であっても、当該外国法人が法第 2 条第 5 項に規定する「個人情報取扱事業者」(※)に該当する場合には、「外国にある第三者」には該当しない。例えば、外国法人であっても、日本国内に事務所を設置している場合、又は、日本国内で事業活動を行っている場合など、日本国内で「個人情報データベース等」を事業の用に供していると認められるときは、当該外国法人は、「個人情報取扱事業者」に該当するため、「外国にある第三者」には該当しない。」【匿名】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
746	2-2	外国にある第三者	外国第三者提供ガイドライン案 2-2「外国にある第三者」について 日本企業が、外国に所在する外国法人との契約に基づき、当該外国法人が管理するクラウドサーバーに個人データを保存しようとする場合、契約条項によって当該外国法人が当該個人データを取り扱わない旨定めるなどして、当該外国法人が当該個人データにアクセスして利用することができない状態であれば、外国にある第三者に個人データを提供することにはならないと考えますが(番号法ガイドライン(事業者編) Q&A3-12、13)、このような理解でよろしいでしょうか。 【匿名】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。 御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
747	2-2	外国にある第三者	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編 2-2 外国にある第三者 (意見) 「外国法人であっても、日本国内に事務所を設置している場合、・・・(中略)・・・など、日本	御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、個人情報取扱事業者の該当性は、事業の実態を勘案して、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められるか否かを個別の事例ご

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			国内で『個人情報データベース等』を事業の用に供していると認められるときは、当該外国法人は、『個人情報取扱事業者』に該当するため、『外国にある第三者』には該当しない。」とある。これについて、日本国内に事務所を設置して従業員の個人情報を個人情報データベース等として事業の用に供している（個人情報取り合付き事業者である）外国法人に個人データを提供する場合、日本国内の事務所でなく外国にある別の拠点に提供する場合でも「外国にある第三者」への提供に該当しないと解されるか。 【個人】	とに判断することとなります。
748	3-1	適切かつ合理的な方法	・外国にある第三者への提供編 3 - 1 の「提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等」に双方の署名・押印等がある書面は必要か。例えば、電子メール上で申込みと承諾の意思が明確に交わされていれば、署名・押印等がある書面がなくとも「提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等」があるといつてよいか、回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	一律に署名・押印等を求めるものではありませんが、一般論として、個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法である必要があります。
749	3-1	適切かつ合理的な方法	・外国にある第三者への提供編 3 - 1 の「個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法」として、例えば、同一の企業グループ内で個人データを移転する場合において、法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置の一部が提供先の内規で既に規定されていれば、未規程の部分についてのみ提供の際の覚書等で措置を継続的に講ずることを担保すればよいか、確認されたい。また、内規に既に法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置がすべて規定されていれば、新たな措置を講じることなく法 24 条に基づき適法にデータ移転が可能であるということか、確認されたい。(既にグローバル企業グループでは、内規で概ね個人情報保護法の趣旨に従った個人情報の取扱いについて規定されていることが多く、情報の移転の際にすべてを改めて覚書等で確認するのではなく、足りない部分のみを覚書等で確認すれば足りるとすることが正常な事業活動を行っている事業者に対する過度な負担となることを避けるため、現実的な規制の在り方として望ましいと思われる。) 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御理解のとおりです。
750	3-1	適切かつ合理的な方法	・外国にある第三者への提供編 3 - 1 の「個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法」につき、EU 諸国等の日本と同等以上の個人情報保護法制度を有する国にある第三者への提供の場合、契約で当該外国にある第三者が「自国（例えばドイツ）のプライバシーに関する法令を遵守していることを表明・保証し、今後も遵守し続けることを誓約する」と規定すれば、「個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法」を講じていると考えてよいか、回答されたい。(日本と同等以上の個人情報	個別の事例ごとに判断することとなりますが、一般論として個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置を継続的に講ずることを担保する必要があり、当該国の法令を遵守することのみをもって当該措置が担保されていると一概に判断することはできないものと考えられます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			報保護法制度を有する国であれば、同国のプライバシーに関する法令を遵守することがすなわち、実質的に我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることとなるから、同国の法令遵守を担保する措置を講じれば十分ではないかと考え、質問している。) 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	
751	3-1	適切かつ合理的な方法	(対象資料) 外国第三者提供編 3-1 適切かつ合理的な方法 3-2 法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置 (意見) 法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置の実施を確保するための「適切かつ合理的な方法」について、外国にある第三者が従来から作成している個人情報保護方針にてガイドライン 3-2-1 から 3-2-18 までの内容を公表していれば、改めて保護方針等を別途策定、公表する必要はないとの理解でよい。 【日本証券業協会】	一般論として外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法が既に存在すれば、別途策定、公表する必要はありません。
752	3-1	適切かつ合理的な方法	(該当箇所) 規則第 11 条 →3-1 事例 1 (意見)「個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。」の、「適切かつ合理的な方法」とは契約において『日本の個人情報保護法に従い取り扱う』という程度の抽象的文言でも良いですか。あるいは、相手国の個人情報保護法において適切に扱うことでも可能でしょうか。(理由) 海外の会社との間で、副作用等の報告の際に要配慮個人情報等を交換する可能性があることから確認したく考えました。なお、当該情報は医療機関にて氏名、連絡先等は削除して提供を受けていますが、提供元医療機関から追加情報を収集できるため、本人(副作用等の報告された患者)と完全に連結が切れてはいない事から受け取った国内製薬企業において個人情報に該当すると考えます。しかし、再提供先の外国にある事業者は自ら当該本人の追加情報を得ることはできない事から、取得、目的等の通知、正確性の確保等は不可能です。【日本製薬工業協会】	御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、一般論として個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置を継続的に講ずることを担保する必要があり、「日本の個人情報保護法に従い取り扱う」が契約に記載されていることのみをもって、「適切かつ合理的な方法」には該当しないものと考えられます。
753	3-1	適切かつ合理的な方法	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編 6 ページ・24 行目 事例 1) 外国にある事業者が個人データの取扱いを委託する場合提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等 (意見) 事例 1)の「契約、確認書、覚書等」には、個人データの提供先(SaaS 提供事業者等)が提供元に対して示す「約款」や「利用規約」も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			(理由) 例えば、SaaS を利用する場合において、SaaS 提供事業者が公開している約款や利用規約に同意を示すことで、契約が成立することが一般的なため。 【KDDI 株式会社】	
754	3-1	適切かつ合理的な方法	意見 47 【外国第三者提供編 3-1 p.6】規則 11 条 1 号「措置の実施が確保されている」については法的拘束力を求める趣旨か 6 頁の事例 1) では「提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等」が挙げられているが、これは、契約としての法的拘束力を求める趣旨か。 ①法的拘束力を求める場合、「法的拘束力のある」「提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等」として明確にしてはどうか。 ②法的拘束力を求めない場合、執行可能であることを重視する欧州の傾向からすると、欧州の十分性認定との関係で、Onward Transfer の規制が適切ではないものとされ、十分性認定について重大な支障を生ずるのではないか。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	一般論として、個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法である必要があり、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
755	3-1	適切かつ合理的な方法	意見 48 【外国第三者提供編 3-1 p.6】事例 1)「提供元及び提供先間の」は限定し過ぎではないか 6 頁の事例 1) では「提供元及び提供先間の契約」が挙げられており、これは規則 11 条 1 号の「個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で」を受けたものと思われるが、限定し過ぎではないか。つまり、規則 11 条 1 号は「適切かつ合理的な方法により…措置の実施が確保されている」に係っているが、事例 1) は「契約」に係っている。「適切かつ合理的な方法によ」る「措置の実施」には、例えば、提供元の親会社と提供先の間で、「当該個人データ」以外の個人データ全てについて、法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置を実施する旨の契約が締結されている場合も挙げられると考えられる。 結論としては「提供元及び提供先間の」というのは限定し過ぎであって、事例 1) の文言は「提供元及び提供先間等の」としてはどうか。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。なお、措置を講じなければならない対象は、実際に提供を行った「当該個人データ」です。
756	3-1	適切かつ合理的な方法	(該当箇所) ガイドライン (外国第三者提供編) 3-1, 3-2 (意見⑥) 「法第 4 章第 1 節の規程の趣旨に沿った措置」につき、当該提供先は、別表 2 に掲げられる事項全てについて満たす必要はなく、当該提供に関連する事項についてのみ満たせばよい。また、「適切かつ合理的な方法」によって確保すべき対象も、当該提供の範囲に関連する事項のみで足りるということによい。 例えば、グローバル企業グループの日本法人が、日本国内で開催したイベントで取得した来場	改正後の法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置は、本ガイドライン (外国にある第三者への提供編) 別表 2 に記載する事項を全て満たす必要があります。御指摘の例のように、更に第三者に提供することが予定されていない場合には、適切かつ合理的な方法により、その旨が確保されている必要があります。なお、同別表 2 は、国際的な枠組みの基準を勘案して整理しており、当該措置は国際的にも整合性が保たれた措置で

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		者の個人情報を、将来グループで行うマーケティング活動に利用するために外国の関連会社と共有する場合、当該外国の関連会社に共有された個人情報は当該外国の関連会社において利用されるだけで、さらに第三者に提供することが予定されていない場合において、同企業グループにおいて定めるグローバル・プライバシー・ポリシー（なお、当該グローバル・プライバシー・ポリシーは、米国の規制に沿った内容であり、当該日本法人は、別途、日本の個人情報保護法に従った取扱方針及び取扱規程を有する。）が、マーケティング目的における利用に関連する事項、すなわち、利用目的による制限、適正な取得、データ内容の正確性の確保等、安全管理措置、従業員の監督について、個人情報保護法又は OECD におけるプライバシー・ガイドライン若しくは APEC におけるプライバシー・フレームワークが定める基準に沿った措置が実施されていけばよく、当該外国の関連会社における利用に関係しない第三者提供等の事項について個人情報保護法その他上述の基準を満たす必要はないとの理解でよい。 理由：グローバル企業において、データの効率的利用という観点から、国境をまたいで関連会社同士で個人情報をやりとりするニーズが特に高いが、個人情報保護のあり方は、各国において規制が様々であり、本拠地の規制に沿って個人情報保護の体制が構築されていたとしても、かかる体制のあらゆる側面について、日本の個人情報保護法や OECD・APEC の国際的枠組みにおける基準と合致しない場合もあるし、あらゆる面でかかる基準を満たすかの判断をすることも、現実には容易ではない。一方で、上述の理解によったとしても、当該提供に関連する事項の範囲内では日本の個人情報保護法等に沿った措置が確保されている。 【匿名】	あると考えます。
757	3-1	適切かつ合理的な方法 個人情報の保護に関するガイドライン（外国にある第三者への提供編）（案）3-1 の追加を下記のとおり提案いたします。 具体的には、下記の追加規定のガイドラインへの導入につきまして、ご検討頂ければ幸いです（追加部分は赤字で記載しております）。3-1 適切かつ合理的な方法（規則第 11 条第 1 号関係） 「適切かつ合理的な方法」は、個々の事例ごとに判断されるべきであるが、個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法である必要がある。個人情報取扱事業者が APEC 越境プライバシールール（CBPR）の認証を取得した場合もこれに相当する。 上記の提案をした理由は、APEC の CBPR プログラム要件 46 において、下記の内容が事業者課されているからです。 「個人情報処理者、委託者、契約締結の相手、又は事業者にとって個人情報に関連するその他の役務提供者に対し、事業者が個人に対して負う義務に沿う措置を整備しているか。」当該要件によれば、事業者課せられた「義務」は、個人情報の収集時において事業者が負う全ての法的義務にまで拡大されます。そのため、CBPR 認証を受けた事業者は、「個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法」を具備していることになります。この要件	御意見を踏まえ、本ガイドライン案（外国にある第三者提供編）3-1 に以下の文言を追加いたします。 「アジア太平洋経済協力（APEC）の越境プライバシールール（CBPR）システムの認証を取得している事業者は、その取得要件として、当該事業者にとって第三者に個人情報を取り扱わせる場合においても、当該事業者が本人に対して負う義務と同様に履行されることを確保する措置を当該第三者との間で整備している必要があることとされている。したがって、提供元の個人情報取扱事業者が CBPR の認証を取得しており、提供先の「外国にある第三者」が当該個人情報取扱事業者にとって個人情報を取り扱う者である場合には、当該個人情報取扱事業者が CBPR の認証の取得要件を満たすことも、「適切かつ合理的な方法」の一つであると解される。」

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		はCBPR認証の要件となっています。 加えて、個人情報取扱事業者が「個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法」を具備していることがCBPR認証の条件となっていることが明確になれば、日本法の下における既存の義務と合致するため、日本の個人情報取扱事業者に対して、CBPR認証を受けることを促進させることも可能になります。 何よりも、最も重要な点として、今回提案させて頂いた追加条文は、「適切かつ合理的な」方法の明確な例の一つとなり、ガイドライン案3-3の規定とも合致することになります。 ガイドライン案3-1に追加規定をコメントとともに本メール添付にて提案いたしますので、ご査収のほど、よろしくお願いします。また、ガイドライン案3-3の既存の規定にも言及しておりますので、2つの規定がどのように合致するのか、ご確認ください。 本提案は産業界にとっても日本以外の国にとっても有益かつ参考となる事例になるものと信じておりますので、是非ご検討いただければ幸甚に存じます。本提案を前向きにご検討いただければ幸いです。3-3 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること(規則第11条第2号関係) 「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定」とは、国際機関等において合意された規律に基づき権限のある認証機関等が認定するものをいい、当該枠組みは、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることのできるものである必要がある。 これには、提供先の外国にある第三者が、APECの越境プライバシールール(CBPR)システムの認証を得ていることが該当する。【個人】	
758	3-1, 3-2 適切かつ合理的な方法	(該当箇所) (外国にある第三者への提供編) p.6~9 3-1, 3-2 (意見等) 外国の第三者に個人データの取扱いを委託する場合、および個人データの取扱いを委託した日本国内の委託先が外国の第三者に再委託する場合に、個人情報保護法施行規則第11条第1号を満たすためには、「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」を委託先との契約書等に盛り込む等して、委託先又は再委託先が上記措置を実施することを確保しなければならないと考えられる。 他方、現行の金融分野における個人情報保護に関するガイドラインおよび同ガイドラインの安全管理措置等についての実務指針における、委託先および再委託先の監督に係る事項を満たす体制を整えていれば、新しいガイドラインを充足していると考えているが、その理解でよいのか。 (理由) 現行の金融分野におけるガイドライン等に沿った体制が整っていれば、新しいガイドラインを充足していることを確認したい。	御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、一般論として、個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける外国にある第三者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、改正後の法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されている必要があります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【一般社団法人 日本損害保険協会】	
759	3-2	法第 4 章 第 1 節の 規定の趣 旨に沿っ た措置	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 8 ページ最終行 「個人情報取扱事業者は、契約等に 3-2-1 から 3-2-18 までに記述する全ての事項を規定しなければならないものではなく、「法第 4 章第 1 節の規定の趣旨」に鑑みて、実質的に適切かつ合理的な方法により、措置の実施が確保されていれば足りる。」 (御意見) 「実質的に適切かつ合理的な方法」の内容を明確に示すべきである。 (理由) ここでいう「実質的かつ合理的な方法」とは何か不明確である。 個人情報取扱事業者は、ガイドラインを参考に「措置」の実施を確保するしかないにもかかわらず、その内容が不明確であり、混乱を招く可能性が高い。 【弁護士 21 名共同提出】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
760	3-2	法第 4 章 第 1 節の 規定の趣 旨に沿っ た措置	(対象資料) 外国第三者提供編 3-2 法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置 (規則第 11 条第 1 号関係) (意見) ガイドライン外国第三者提供編 3-2 の別表 2 によると、「APEC における越境プライバシーフレームワークでは法 21 条の措置についての規定はないが、外国にある第三者においても措置を講じなければならない」旨記載されている。 つまり、当該フレームワークに参加していることを確認しても、法 21 条に相当する措置の実施が実質的に適切かつ合理的な方法により確保されていることについて、上乗せで確認が必要なのか。 なお、法 35 条の措置については、当該フレームワークに規定はないが、当該フレームワークへの適合性認証制度である APEC 越境プライバシールール (CBPR) システムへの参加要件となっており、上乗せ確認は不要と理解している。 また、現時点において当該 2 つの外国措置例以外には対応例はないと理解してよいのか。 【日本証券業協会】	本ガイドライン (外国の第三者への提供編) 3-2 の別表は、施行規則第 11 条第 1 号の要件を検討するものであり、同条第 2 号の要件に上乗せを課すものではありません。 なお、当面は「国際的な枠組み」として APEC CBPR を対象としております。
761	3-2	法第 4 章 第 1 節の 規定の趣 旨に沿っ た措置	<意見 4> ■該当箇所 7 ページ~8 ページ■意見外国事業者が「OECD プライバシーガイドライン」に準拠していることが、規則第 11 条 1 号「個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。」の条件を満たすとの判断であれば、その旨明記していただきたい。なお、これに該当する場合、契約等において「OECD プライバシーガイドライン」準拠であるとの記載があればよいのか、明らかにしていただきたい	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。 なお、契約等において「OECD プライバシーガイドライン」に準拠しているとの記載があることのみをもって、個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されているとはいえないものと考え

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			い。■理由事業者による当ガイドライン記載内容の判断に差異が生じないようにするため。【一般社団法人 電子情報技術産業協会】	られます。
762	3-2	法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置	(該当箇所) 3-2 法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置 (規則第 11 条第 1 号関係) (意見) 事例として、国内の個人情報取扱事業者が顧客に提供するサービスに関する情報を、本人の氏名、メールアドレス、住所等を削除し、本人の開示していない顧客管理符号をハッシュ関数により変換した符号を付与したデータを外国にある事業者提供に提供 (共同利用ではない) する場合等、個人特定性を低減したデータを提供する場合について例示いただきたい。 (理由) 例示は氏名等個人情報そのものを提供 (委託、共同利用) 行うものです。国内事業者間においても委託には管理責任があり、共同利用には法による規律並びに法に基づく内規があり、これを外国にある第三者に置き換える場合に必要措置を特定することは容易です。このような典型に対して、委託、共同利用以外の第三者提供において用いられることが多いと考えられる安全確保措置として仮名化したデータの提供する場合も典型例であると考えます。これら異なる場合について例示いただくとこと法令の理解がより深まると考えます。 【日本製薬工業協会】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
763	3-2	法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置	(該当箇所) 外国第三者提供編の 7 ～ 8 ページ・ 3-2 法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置 (規則第 11 条第 1 号関係) 別表 2 (意見) 別表 2 では、法第 4 章のうち、第 25 条第三者提供に係る記録の作成等及び第 26 条第三者提供を受ける際の確認等が抜けています。いずれも、個人情報の第三者提供においてトレーサビリティを確保するのに必要な措置と考えられます。第 25 条及び第 26 条を除いたのは、いずれも外国にある第三者であることからその実行が難しいと判断されたからでしょうか、あるいは、国際的な枠組みの基準との整合性を勘案して除いたのでしょうか。 この結果、外国の第三者を経て国内に還流される個人情報に関しては、その経路を追跡することが困難になると思われますが、これらについては、外国の第三者への提供に係る記録及び外国の第三者から提供を受ける際の確認で補完すると考えて良いのでしょうか。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】	御指摘の別表 2 は、改正後の法第 4 章第 1 節の各規定の趣旨及び国際的な整合性を勘案しており、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
764	3-2	法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置	(対象条文) 法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置(規則第 11 条第 1 号関係) (意見) 委託事例に個人データの取扱を伴わない例を加えて、各措置の対応についてガイドいただきたい	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		た措置	い【事例 3】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者へ顧客情報データベースシステムの管理業務のみを委託する場合 【株式会社セールスフォースドットコム】	ており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。 御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
765	3-2	法第 4 章 第 1 節の趣旨に沿った措置	(該当箇所) 7 ページ 法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置 (規則第 11 条第 1 号関係) について (意見・理由) 具体的な方法として、3-1 に定める方法 (委託先との契約、企業グループ内の内規等) により、以下のいずれかが満たされていれば足りると考えてよいでしょうか。 ①外国にある第三者が法第 4 章第 1 節上の個人情報取扱事業者の各規定を遵守する旨定める (具体的には、本ガイドライン 3-2-1~3-2-18 中の各事例記載の内容をベンダーとの契約や、企業部グループ内の内規に定める)。 ②外国にある第三者が OECD プライバシーガイドライン又は APEC プライバシーフレームワークに準拠する旨定める。 【在日米国商工会議所】	①については、御理解のとおりです。 ②については、契約等において「OECD プライバシーガイドライン又は APEC プライバシーフレームワークに準拠」しているとの記載があることのみをもって、個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されているとはいえないものと考えられます。
766	3-2	法第 4 章 第 1 節の趣旨に沿った措置	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 8 ページ 3-2 (※3)、31 頁 3-3 下から 7 行目 (御意見) ・8 頁 3-2 (※3) の「APEC 越境プライバシールール (CBPR) システム」は「APEC 越境プライバシールール (CBPR) に定める認証制度群」とする。 ・31 頁 3-3 したから 7 行目、「APEC の越境プライバシールール (CBPR) システム (※)」についても「APEC の越境プライバシールール (CBPR) に定める認証制度群 (※) 等」とする。 (理由) 8 月に実施された「『個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令 (案)』及び『個人情報の保護に関する法律施行規則 (案)』に関する意見募集」においても指摘した通り、EU や APEC においても個人情報を取扱う事業者はコントローラー (管理者) とプロセッサ (処理者) に分けて考えられ、認証制度も別 (例として APEC の場合、CBPR (Cross Border Privacy Rules) と PRP (Privacy Recognition for Processors)) であり、広義の CBPR と狭義 (コントローラー向け) の CBPR を明確に記述しておかないと混乱を生じる可能性がある。 日本においても個人情報の処理者については管理者である顧客企業の基準とは独立した要件が存在しうることを念頭において、処理者が主体となり積極的に自主ルールを定めて、管理者による保護と両立するような構成を念頭におく必要がある。	当面は国際的な枠組みとして APEC CBPR を対象としております。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【一般社団法人 情報サービス産業協会】	
767	3-2	法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編 7 ページ・8 行目 国際的な整合性の判断は、経済協力開発機構 (OECD) におけるプライバシーガイドラインやアジア太平洋経済協力 (APEC) におけるプライバシーフレームワークといった国際的な枠組みの基準に準拠している。(意見) 規則第 11 条第 1 号に規定された、「法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置」について、例示されている OECD ガイドラインや APEC プライバシーフレームワーク以外に、準拠する国際的な枠組みの基準として、同等の他の国際機関の規格も追加して頂けないでしょうか。【KDDI 株式会社】	御指摘の箇所は、施行規則第 11 条第 1 号の「法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置」の内容について国際的な整合性を勘案して整理しているものであり、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
768	3-2-1	利用目的の特定	・外国にある第三者への提供編 3-2-1 につき、通則編 3-1-1 では「あらかじめ、個人情報提供を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的の特定に当たっては、その旨が明確に分かるよう特定しなければならない」とあるところ、「あらかじめ個人情報を海外の第三者に提供することを想定している場合」には、単に「第三者提供」を利用目的とするだけでなく「海外にある第三者提供」を利用目的とすることも明示・特定しなければならないのか、回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	個別の事例ごとに判断することとなりますが、一般論として、個人情報の利用目的が本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましいと解されます。
769	3-2-1	利用目的の特定	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 10 ページ 5 行目 「また、単に「事業活動」、「お客様のサービスの向上」等のように抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、できる限り具体的に特定したことにはならないと解される。」 (御意見) どのようにすれば「できる限り具体的に特定した」ことになるのか、具体的に示すべきである。 (理由) どのような内容の利用目的であれば特定したことになるのか明らかではないため、ガイドラインとしての具体性に欠け、個人情報取扱事業者に混乱を招く可能性が高い。 【弁護士 21 名共同提出】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
770	3-2-1	利用目的の特定	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 10 ページ (※) 3 行目 「当初特定した利用目的とどの程度の関連性を有するかを総合的に勘案して判断される。」 (御意見) 判断権者が誰であり、どのタイミングで判断するのか明確にすべきである。 (理由) 誰が、どのタイミングで判断するのか不明である。 外国にある第三者への提供編の 6 ページ 3 の 1 段落目にあるように、「必要な体制が整備されていることについて、個人情報保護委員会に対する事前の届出等は要しない」のであるから、何ら	現行法においても個人情報取扱事業者が果たすべき義務は当該個人情報取扱事業者が自ら判断して履行しているものであり、これは改正後の法においても変わるものではないことから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			かの問題が発生した後に「総合的に勘案して判断」された結果、利用目的の変更に該当するとされてしまうことが想定できる。 いわば、判断権者の後出しジャンケンを許すものであり、ガイドラインとしての具体性に欠け、個人情報取扱事業者に混乱を招く可能性が高い。 【弁護士 21 名共同提出】	
771	3-2-1	利用目的の特定	(該当箇所) 3-2-1 利用目的の特定 (法第 15 条の趣旨に沿った措置) (意見) 「外国にある第三者等は、個人情報を取り扱うに当たっては、」の「個人情報」は「個人データ」ではないでしょうか。(11 頁等も同様) (理由) 外国にある第三者提供編であり、総じて法第 24 条についての記述である。法第 24 条は「個人データを提供する場合」としていることから、個人情報ではなく、個人データと表記されるべきと考えます。 【日本製薬工業協会】	外国にある第三者が講ずべき改正後の法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置を記載した部分であり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
772	3-2-2	利用目的による制限の例外	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 11 ページ (※) 2 段落目・3 段落目 (御意見) 外国にある第三者への提供編の 4 ページ 2 - 1 の 2 段落目・3 段落目で指摘した事項と同じことが妥当する。 (理由) 外国にある第三者への提供編の 4 ページ 2 - 1 の 2 段落目・3 段落目で指摘した事項と同じ。 【弁護士 21 名共同提出】	個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有しているか否かは、対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきと考えられますので、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
773	3-2-2	利用目的による制限の例外	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 11 ページ【本人の同意を得ている事例】 (御意見) 外国にある第三者への提供編の 11 ページ (※) の 2 段落目との関係で、事例 1) ~ 事例 6) をどのように判断すればよいのか不明である。 (理由) 外国にある第三者への提供編の 11 ページ (※) 2 段落目の「本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる」という記述のうち「同意に係る判断を行うために必要」という部分は、事例 1) ~ 事例 6) の内、どの部分を指しているのか不明である。 事例 1) ~ 事例 6) は、同意をする場合の意思表示の方法が示されているだけであり、同意に係る判断 (この「判断」には、同意のみならず不同意も含まれるのであろう) に必要と考えられる	御指摘の箇所に記載しているとおり、「本人の同意を得 (る)」際には、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならないものであることから、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			事項は示されていないと思われる。 【弁護士 21 名共同提出】	
774	3-2-2	利用目的による制限	(対象資料) 外国第三者提供編 3-2-2 利用目的による制限(法第 16 条の趣旨に沿った措置)(意見) 外国にある第三者への情報提供に係る「本人の同意」の方法には、例えば外国証券取引口座約款等の約款による包括同意も含まれるとの理解でよい。そのような約款による同意という方法は外国当局等からの当該外国の法令等に基づく情報提供要請(又は命令)に迅速に対応するために設けられているものであるが、仮にそれが「本人の同意」の方法に含まれない場合、例えば海外当局から情報提供を要請された際に適切に対応できず、その結果当該特定事業者やその顧客に不利益が生じることが懸念される。【日本証券業協会】	御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、一般論として、外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を取得する際には、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、当該本人が当該同意に係る判断を行うために必要と考えられる適切かつ合理的な方法による必要があるところ、御指摘の方法もこれに含まれ得と考えられます。
775	3-2-2	利用目的による制限	(該当箇所) 3-2-2 利用目的による制限(法第 16 条の趣旨に沿った措置) (意見) 「外国にある第三者等は、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合」は、後に続く記述、求められる措置から、「個人情報」ではなく、「保有個人データ」とすべきであると考えます。 (理由) 法第 16 条の規律は、国内事業者からの第三者提供による場合を含むものであり、提供される個人情報には、仮名化等、非特定化した個人情報も含まれることから、一律に本人同意を得ることを求めるのは実態に即していないと考えます。 【日本製薬工業協会】	外国にある第三者が講ずべき法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置を記載した部分であり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
776	3-2-3	適正な取得	・外国にある第三者への提供編 3 - 2 - 3 の「要配慮個人情報に係る規制については、国によっていわゆるセンシティブ情報の対象は異なり得ることから(OECD プライバシーガイドラインの説明覚書(1980 年)), 国際的な整合性にも鑑みて、「措置」を講ずることは要しない。」とあるところ、個人情報を提供する日本の企業側としては、要配慮個人情報の提供については、法 23 条 2 項のオプトアウトが使えない以外の規制はなく、また、このように、受領する外国にある第三者側とも要配慮個人情報の受領制限について「措置」を講じる必要はないということは、結局、法 24 条及び規則 11 条 1 号に基づいて要配慮個人情報を適法に海外に流出させることができるかと理解されるが、そのような理解でよいか確認されたい。このような結論は、日本国内であれば、法 17 条 2 項に基づき原則として要配慮個人情報をあらかじめ本人の同意を得ることなく取得することが禁止され、それによって流出に歯止めがかかり得ることと比較して、個人情報の保護に欠けるのではないかと、回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	個人データを外国にある第三者に提供する場合は、当該個人データが要配慮個人情報である場合も含めて、改正後の法第 24 条により、原則として本人の同意を得る必要があります。
777	3-2-3	適正な取得	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 12 ページ 3 - 2 - 3 の【事例 1】「自明であれば」	現行法においても個人情報取扱事業者が果たすべき義務は当該個人情報取扱事業者が自ら判断して履

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			(御意見) 何を以て「自明」とするのか、明確にするべきである。 (理由) 誰にとって自明であるのか不明である。 委託契約の内容を、日本にある個人情報取扱事業者、あるいは外国にある事業者がウェブ上で公表していれば、自明であるのか(外国にある事業者の場合、当該外国において使用されている言語で公表されていても自明であるのか)等の疑問が生じてしまうため。 【弁護士 21 名共同提出】	行しているものであり、これは改正後の法においても変わるものではないことから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
778	3-2-3	適正な取得	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 12 ページ 3-2-3 の【事例 2】 「外国にある親会社が内規等に基づいて適切に個人データを取得していることが自明であれば」 (御意見) 何を以て「自明」とするのか、明確にするべきである。 (理由) この記述では、外国にある親会社の内規等で良いと理解できてしまう。 外国にある第三者への提供編の 6 ページ最終行のように、提供元及び提供先に共通して適用される内規、プライバシーポリシー等であることが必要ではないか。 また、この場合の「自明」については、12 ページ 3-2-3 の【事例 1】で指摘したのと同じことが妥当する。 【弁護士 21 名共同提出】	現行法においても個人情報取扱事業者が果たすべき義務は当該個人情報取扱事業者が自ら判断して履行しているものであり、これは改正後の法においても変わるものではないことから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
779	3-2-3	適正な取得	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 12 ページ下から 2 行目以降 「なお、要配慮個人情報に係る規制については、国によっていわゆるセンシティブ情報の対象は異なり得ることから (OECD プライバシーガイドラインの説明覚書 (1980 年)), 国際的な整合性にも鑑みて、「措置」を講ずることは要しない。」 (御意見) 法との整合性の観点から疑問がある。 (理由) 外国にある第三者が要配慮個人情報を取得するに際して、法 17 条 2 項の適用は無いという意味にとれる。 これは、法が個人情報の取得に関する 17 条 1 項とは別に、あえて同条 2 項を置き、要配慮個人情報の取得について前者よりも高いハードルを設けた法の趣旨に反すると考えられる。 【弁護士 21 名共同提出】	国によっていわゆるセンシティブ情報の対象は異なり得ることから (OECD プライバシーガイドラインの説明覚書 (1980 年)), 「要配慮個人情報」に係る規制を外国の事業者に課することは適切ではないと考えられます。したがって、改正後の法第 17 条第 2 項は「措置」が求められる「規定」から外れるものと整理しております。 なお、仮に同法第 17 条第 2 項が当該「規定」に含まれるとしても、外国にある第三者が同項の同意を得て要配慮個人情報を取得する際に、当該同意を第 24 条の「同意」と実質的に評価することができれば、そもそも「法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置」を講じる必要はありません。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
780	3-2-3	適正な取得	(該当箇所) 3-2-3 適正な取得(法第 17 条の趣旨に沿った措置)(意見) 国内製薬企業が保有する治験の症例データを外国における臨床開発(治験)、新薬承認申請のために外国にある製薬企業、規制当局に提出する場合においても 3-2-3 並びに 3-2-4 は求められるのでしょうか。提供先である外国にある第三者並びに提供元である国内事業者の双方において本人への通知、連絡の術を有しない事から免除されますでしょうか。あるいは、法 23 条第 1 項第 3 号の公衆衛生の向上のために特に必要な場合として免責され得るものでしょうか。(理由) 治験においては、治験実施医療機関において GCP に定められたインフォームドコンセントにより、治験(目的)の説明、依頼者である製薬企業にデータが提供されることの説明と同意がなされ、医療機関からは仮名化(氏名、生年月日、患者 ID 等の施設内管理符号を削除し、代わりの符号を付与)した症例情報が提出され、当該符号と個人情報の対応表は施設内にて治験資料保存期間終了後は破棄等され、仮名化は連結不可能匿名化となります。医薬品の臨床開発並びに承認申請は各国・地域で行われ、10 年以上の期間に及びます。このため、既に国内において終了し、経年している症例データについても、今後新たに外国にある第三者に提供する必要が生じますが、3-2-3 並びに 3-2-4 は到底対応できません。仮に提供できない場合、新たに治験を行う必要が生じ、本来付必要な治験、被験者が増え、単に治験期間、開発コストの問題ではなく、倫理的にも問題を生じます。なを、仮名化による個人特定性の低減の実態から非個人情報として扱う事も考えられると存じますが、主な提供先の EU 圏内等の個人情報の定義、取扱い並びに法第 6 条に鑑み、個人データとしてご質問させていただきます。【日本製薬工業協会】	御指摘の個別のサービスについてはお答えしかねますが、一般論として、改正後の法第 23 条第 1 項第 3 号に該当する場合には、本人の同意を得ることなく外国の第三者に個人データを提供することが可能です。
781	3-2-4	取得に際しての利用目的の通知	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編 3-2-4 取得に際しての利用目的の通知 (意見) 「外国にある第三者等は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない。」とあるが、特に後段について、利用目的の通知又は公表は、第三者等が所在する国の公用語でなされれば足りるか。具体的には、例えば、英語に関する語学能力が平均的な成人の日本人が本人である場合に、利用目的の通知又は公表を日本の高等学校で学習するレベルの英語で行うことは要件を満たしているかと解されるか。 【個人】	公表に用いる言語については、取り扱う個人データの性質、取扱いの実態等の事情を勘案して個別の事例ごとに判断することとなります。
782	3-2-5	データ内容の正確性の確保等	・外国にある第三者への提供編 3-2-5 の「法令の定めにより保存期間等が定められている場合は、この限りではない」の「法令」は「外国の法令は含まれない」(外国にある第三者への提供編 2 * 3 参照)ということでしょうか、回答されたい。その場合、外国にある第三者としては、外国法令により保存期間があるのでその間は保存しなければならない一方、「個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法」としては、情報の遅	一般論として、個人情報取扱事業者が施行規則第 11 条第 1 号に基づき外国にある第三者に個人データを提供したときは、当該第三者は、当該個人データを利用する必要がなくなったときは遅滞なく消去するよう努めなければならないところ、「利用する必要がなくなったとき」に該当するか否かは、事業の実態、個人

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			滞なき削除に努めなければならず、二律背反状況に陥るが、それでもしょうがないということか、回答されたい。具体的に、外国法令により保存期間が定められている場合には、実務上どうすればよいか、回答されたい。(「法令」に外国法令を含むとすれば問題は全て解決すると思われるので、その方向による解決も検討されたい。) 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	データの内容等の要素を考慮して、個別の事例ごとに判断することとなります。
783	3-2-5	データ内容の正確性の確保等	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の15ページ(※)2行目 「当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む」 (御意見) 外国にある第三者が、どのような形で「特定の個人を識別できないように」すべきであるのか、不明確である。 (理由) この記述は、外国にある第三者において匿名加工情報を作成することを許容していることになるが、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」は、外国にある第三者にも適用があると解することが可能であるか疑問である(法75条は、同36条の域外適用を認めているから、同条が委任している個人情報保護委員会規則のみならず、同ガイドラインについても適用があるという解釈は困難であると思われる)。 【弁護士21名共同提出】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、御指摘の部分は、個人データの消去の代替方策として特定の個人を識別できないように処理することを記載したものであり、匿名加工情報の作成を意図した記述ではありません。
784	3-2-6	安全管理措置	・外国にある第三者への提供編3-2-6の安全管理措置につき、通則編8の「中小規模事業者」に関する規律が準用される場合はあるのか、回答されたい。具体的には、日本の個人情報取扱事業者Aが中小規模事業者であって外国の第三者Bが中小規模事業者である場合、Aが中小規模事業者でBが非中小規模事業者である場合、Aが非中小規模事業者でBが中小規模事業者のそれぞれにつき「中小規模事業者」に関する規律が準用されるか回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	安全管理措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならないものであり、外国にある第三者についても同様です。 また、中小規模事業者の考え方についても基本的に異なるものではありません。
785	3-2-8	委託先の監督	【政令・委員会規則のパブコメ回答】において、「クラウドサービスにおいて、契約条項により個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合もあること」を繰り返し説明されておりました。多くの誤解が生じているところでもありますので、このことは「【政令・委員会規則のパブコメ回答】だけではなく、本ガイドラインにおいて改めて示していただけるよう願います。【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。御意見を踏まえ、Q&A等において考え

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				方を示すことを検討してまいります。
786	3-2-8	委託先の監督	(対象条文) (※1)「個人データの取扱の委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データの入力(本人からの取得を含む。)、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。 (意見) 以下の文面を追加いただきたい個人情報データベースの保管や管理だけを委託する場合であり、委託内容に個人データの取扱いが含まれない場合は、「個人データの取扱の委託」ではない。具体的にはクラウドサービス事業者が用意したデータベースシステムの維持管理のみを委託する等が想定される。 【株式会社セールスフォースドットコム】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。 御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
787	3-2-8	委託先の監督	(該当箇所) 外国第三者提供編の 17 ページ～19 ページ 委託先の監督 (1) 適切な委託先の選定 (御意見) 外国にある第三者が「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している」ことを事業者が確認するための「選定基準の雛形」を提示いただきたい。 (理由) 委託先が基準に適合しているか否かを確認するために、事業者が何を、どこまで調査すべきかが不明なため。 当該の外国の第三者が複数の国内企業から受託しているケースも想定され、この場合、選定基準がバラバラとなっていると混乱の原因になりかねないことから、ある程度は個人情報保護委員会から選定基準の雛形を示すべきと考える。 【一般社団法人 情報サービス産業協会】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えますが、御意見は執務の参考とさせていただきます。
788	3-2-9	第三者提供の制限	(該当箇所) 21 ページ 第三者提供の制限について (意見・理由) 「なお、オプトアウトによる個人データの第三者提供(法第 23 条第 2 項から第 3 項まで)は、個人情報保護委員会への届出等を定める規定であるため、その性質上、外国にある第三者等が講ずべき措置からは除外される。」について、法第 23 条第 2 項及びガイドライン案第 8 条(外国にある個人情報法第 23 条第 2 項及びガイドライン案第 8 条(外国にある個人情報取扱事業者がオプトアウトによる第三者提供を行う場合の日本国内の代理人選定)との関係が明確ではないので、ご教示ください。 【在日米国商工会議所】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。 なお、本ガイドライン 21 頁は、個人データの第三者提供先の外国にある第三者が講ずべき措置について記載しています。一方、施行規則第 8 条については、外国にある個人情報取扱事業者がオプトアウトによる第三者提供を行う場合について記載しています。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
789	3-2-10	外国にある第三者への提供の制限	(対象資料) 外国第三者提供編 3-2-10 外国にある第三者への提供の制限 (法 24 条の趣旨に沿った措置) (意見) 近年、欧米の金融規制法令の域外適用により、日本の金融機関も欧米の金融規制当局に顧客の個人データを開示しなければならない状況が増えている。このような開示要求に関しては、本人からの同意を必要とする法第 24 条からの例外を認めていただきたい。 【日本証券業協会】	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、御指摘の内容については、今後の執務の参考とさせていただきます。
790	3-2-11	保有個人データに関する事項の公表等	・外国にある第三者への提供編 3-2-11 の事例 2 では「日本にある個人情報取扱事業者が保有個人データに関する事項の公表等に係る義務を履行することについて明確にする」ことが例示されているが、一般論として、個人情報取扱事業者に代わって第三者が当該個人情報取扱事業者の保有個人データについて公表等に係る義務を履行することが可能か回答されたい。また、事例 2 の場合の実務的な公表方法としては、「日本にある個人情報取扱事業者」の保有個人データであるとして公表等を行うことになるのか、それとも「外国にある親会社の保有個人データであるが、当該親会社に代わって日本にある個人情報取扱事業者が公表等を行う」という形で公表等を行うことになるのか回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	「実務的な公表方法」としては、個人データの性質、取扱いの実態等に応じて、御指摘のいずれの方法も認められ得ると考えられます。
791	3-2-11	保有個人データに関する事項の公表等	・外国にある第三者への提供編 3-2-11 において、外国にある事業者が公表をする場合、英語等、当該外国にある事業者の事業で通常用いる言語を用いてよいのか、それとも日本語を用いなければならないのか回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	公表に用いる言語については、取り扱う個人データの性質、取扱いの実態等の事情を勘案して個別の事例ごとに判断することとなります。
792	3-2-11	保有個人データに関する事項の公表等	・外国にある第三者への提供編 3-2-11 * (2) の「違法」はどの国の法令を基準として判断するのか回答されたい。(日本の法令と当該外国の法令では何が「違法」か異なる場合があり得ることから確認を求めている。) 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	日本の法令を基準に判断されるものと解されます。
793	3-2-11	保有個人データに関する事項の公表等	・外国にある第三者への提供編 3-2-11 の「事例」と「」振り込み詐欺に利用された口座に関する情報に含まれる個人データ」が赤字となっているのはどのような意味か回答されたい。 誤記であれば修正されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御意見を踏まえ、黒字に修正します。
794	3-2-11	保有個人データに	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編 23 ページ・21 行目、25 ページ・23 行目、26 ページ・19 行目、27 ページ・30 行目、28 ページ・16 行目、29 ページ・20 行目、30 ペー	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えら

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		関する事項の公表等	ジ・12 行目、31 ページ・3 行目 なお、提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当しない場合には、結果として「措置」としての対応は不要である。(意見) クラウド等を利用する場合、データスライス等の技術により、個人データが断片的に複数のシステムやデータセンター等に置かれる場合があり、このようなデータそれぞれについては、個人情報に該当しないと考えます。(理由) データスライス等の技術により、個人データが断片的に複数のシステムやデータセンター等に置かれる場合、1 のシステムやデータセンターだけの情報では、個人データの復元は不可能であり、断片化されたデータは、当該データの所有者だけでなく、クラウド等提供事業者においても、どこにどのような情報がおかれているかを、把握できないため。(意見) クラウド等の利用方法として、個人データのマスターデータは自社で国内に保持するものの、分析処理等高い負荷のかかるデータ処理のみをクラウドを利用して実施するケースがあります。その際分析処理のために、一時的にキャッシュデータが海外のクラウド上に存在するケースがありますが、これは、外国にある第三者への提供にはあたらないと考えます。(理由) クラウド等の利用において非常によくある例であり、キャッシュデータを一時的に分析処理のために利用することは、データの移転や提供とは言い難いため。【KDDI 株式会社】	れますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
795	3-2-11 ~18	保有個人データに関する事項の公表等	ガイドライン案 P23~31 では「【事例 1】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者から顧客データの入力業務を委託する場合」が示されておりますが、「顧客データの入力業務を委託する場合」において「提供する個人データが外国にある事業者にとって本人又はその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全てに応じることができる権限を有する個人データとなる場合」が想像できません。具体的な事例を示していただけることを願います。 【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	「開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する」か否かについては、個別の事例ごとに、契約等の実態によって判断することとなりますので、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
796	3-2-12	開示	・外国にある第三者への提供編 3-2-1 2 事例 2 について、一般論として、個人情報取扱事業者に代わって第三者が当該個人情報取扱事業者の保有個人データについて開示等に係る義務を履行することが可能か回答されたい。日本にある個人情報取扱事業者と外国にある事業者の間でそのような合意がされている場合、本人が請求権を裁判上行使する場合、被告となるべきは日本にある個人情報取扱事業者なのか、外国にある事業者なのか。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	一般論として、個人情報取扱事業者に代わって外国にある第三者が当該個人情報取扱事業者の保有個人データについて開示等に係る義務を履行することについても可能であると考えられます。なお、個人情報保護法に基づく裁判上の請求権行使については、個別の事例ごとに判断されるべきものと考えますが、一般論として、個人情報取扱事業者が相手となるものと考えられます。
797	3-2-12	開示	・外国にある第三者への提供編 3-2-1 2 について、本人は被告を外国にある第三者とし、日本の裁判所に訴えて開示等を請求することができるということか、回答されたい。逆にいうと、個人情報取扱事業者と外国にある事業者の間の契約上、本人が外国にある第三者を訴えるのであれば、やはり当該外国の裁判所で訴えなければならないとなっていれば、法第 28 条の	個人情報保護法に基づく裁判上の請求権行使については、個別の事例ごとに判断されるべきものと考えますが、一般論として、個人情報取扱事業者が相手となるものと考えられます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			趣旨に沿った措置が講じられたことにならないということか、回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	
798	3-2-15	理由の説明	・外国にある第三者への提供編 3-2-15 において、外国にある事業者が理由を説明する場合、英語等、当該外国にある事業者の事業で通常用いる言語を用いてよいのか、それとも日本語を用いなければならないのか回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	理由の説明に用いる言語については、取り扱う個人データの性質、取扱いの実態等の事情を勘案して個別の事例ごとに判断することとなります。
799	3-2-16	開示等の請求等に応じる手続	・外国にある第三者への提供編 3-2-16 において、外国にある事業者が説明を受け付ける場合、その請求を受け付ける方法として英語（その他当該外国にある事業者の事業で通常用いる言語）で請求書を作成することという条件を設けることは可能か回答されたい。（そのような条件が、本人に過重な負担を課するもの（法 32 条 4 項参照）と解されないか確認したい。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御指摘の例が、過重な負担に該当するか否かについては、取り扱う個人データの性質、取扱いの実態等の事情を勘案して個別の事例ごとに判断することとなります。
800	3-2-17	手数料	・外国にある第三者への提供編 3-2-17 において「手数料」は、外国にある事業者が対応する場合で、日本語により公表、開示等請求への対応、理由の説明等が必要であれば、日本語への翻訳費用を勘案して合理的であると認められる範囲の手数料を設定してよいということか、確認されたい。（外国にある第三者への提供編 3-2-11～3-2-15 において英語等当該外国にある事業者の事業で通常用いる言語を用いることが禁止され、日本語を用いなければならない場合には翻訳が必要となることが多く「実費を勘案して合理的であると認められる範囲」には翻訳費用の実費を勘案することが合理的であるため。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	翻訳費用を含んだ手数料が、「実費を勘案して合理的であると認められる範囲内」か否かについては、取り扱う個人データの性質、取扱いの実態等の事情を勘案して個別の事例ごとに判断することとなります。
801	3-3	国際的な枠組み	●該当箇所 外国にある第三者への提供編の 31 ページ・12 行目 ●意見内容 「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定」に、APEC の越境プライバシールール（CBPR）システムが選択された理由を教えてください。 また、CBPR システム以外の認証（ISO27001 やプライバシーマークの相互認証資格等）も対象としていただくようお願いしたい。 ●理由 当社が業務を委託している企業が、個人情報保護制度において、規則で定めるべき基準に適合する体制を整備しているか否かで、当社が対応すべき事項が変わる他、CBPR はまだ普及していないため、あらたに CBPR を取得するのは事業者に著しい負担を招くため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	当面は国際的な枠組みとして APEC CBPR を対象としております。なお、CBPR については、国会の議論を踏まえつつ、CBPR の制度内容を吟味した結果、CBPR の認証を得ている事業者は、「個人データの取扱いについてこの節（改正後の法第 4 章第 1 節）の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な…基準に適合する体制を整備している」ものと考えられることから、「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定」に該当するものとしたところ です。
802	3-3	国際的な枠組み	・外国にある第三者への提供編 3-3 において、APEC の CBPR 以外の認証を得ている外国の第三者が規則第 11 条第 2 号の要件を満たすことはないのか、回答されたい。例えば、EU の BCR（Binding Corporate Rules 拘束的企業準則）等は該当しないのか。	当面は国際的な枠組みとして APEC CBPR を対象としております。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	
803	3-3	国際的な 枠組み	<意見 5> ■該当箇所 31 ページ 3-3 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること（規則第 11 条第 2 号関係） ■意見「国際的な枠組みに基づく認定」に関し、例示を一つにとどめず、複数ご提示いただきたい。グローバルにビジネスを展開している IT 企業にとっては、ISO/IEC27000 シリーズのような国際標準も有効と考える。 ■理由現状、APEC の CBPR 認証を受けている企業は極めて限定されている。それに対し、ISO/IEC27000 シリーズは情報セキュリティ管理の国際規格として広く受け入れられており認証を取得している企業も多い。最近では ISO/IEC 27018 のように、個人情報を保管するクラウドに適合した規格も誕生している。是非、国際的に広く認められている認証制度を取り入れていただきたい。【一般社団法人 電子情報技術産業協会】	当面は国際的な枠組みとして APEC CBPR を対象としております。
804	3-3	国際的な 枠組み	（該当箇所） 外国第三者提供編の 31 ページ・3-3 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること（規則第 11 条第 2 号関係） （意見） 3-3 では、「国際的な枠組みに基づく認定を受けていること」に該当するものとして「APEC の越境プライバシールールシステムの認証を得ていること」を上げており、「認定」と「認証」が同じ意味の言葉として使用されています。全体の記述から同じことと理解することはできますが、国際的に特に基準認証の分野では、「認定機関が認証機関を認定し、認証機関が事業者を認証する」というように、認定（accreditation）と認証（certification）を厳密に使い分けており、この場合は、事業者を認証するという言い方が適切です。したがって、このガイドラインを英語訳して海外に周知する場合には、要らぬ誤解や議論を招かないように certification（認証）に統一した方が良いと思います。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】	国際的な枠組みには、様々な用語が使用され得ることから、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
805	3-3	国際的な 枠組み	（該当箇所） 外国にある第三者への提供編 3-3 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること （意見） 「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定」に、APEC の越境プライバシールール（CBPR）システムが選択された理由をご教示願いたい。 また、CBPR システム以外の認証（ISO27001 やプライバシーマークの相互認証資格等）を対象にする予定はあるか。予定があるならいつ頃に表示する予定か教えていただきたい。 （理由） 当社が業務を委託している企業が、個人情報保護制度において、規則で定めるべき基準に適合	当面は国際的な枠組みとして APEC CBPR を対象としております。なお、CBPRについては、国会の議論を踏まえつつ、CBPRの制度内容を吟味した結果、CBPRの認証を得ている事業者は、「個人データの取扱いについてこの節（改正後の法第 4 章第 1 節）の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な…基準に適合する体制を整備している」ものと考えられることから、「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定」に該当するものとしたところです。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			する体制を整備しているか否かで、当社が対応すべき事項が変わる他、CBPR はまだ普及していないため、あらたに CBPR を取得するのは事業者に着しい負荷を招くため。 【日本貸金業協会】	
806	3-3	国際的な 枠組み	(対象条文) 提供先の外国にある第三者が、APEC の越境プライバシールール (CBPR) システムの認証を得ていることが該当する。 (意見) APEC の CBPR システムの認証を得ていることのみが例として挙げられていますが、APEC の Privacy Recognition for Processors ("PRP") も qualified and accountable processors として認められるためのものですので、例として同様に列挙されるべきと考えます。同様に、ISO、TRUSTe による認証や、Privacy Shield など広く具体例を示し、クラウド事業に対する過度な規制とならないようご配慮いただきますようお願いいたします。 【株式会社セールスフォースドットコム】	当面は国際的な枠組みとして APEC CBPR を対象としております。
807	3-3	国際的な 枠組み	2. 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン案 (外国にある第三者への提供編)」に対する意見 (2) ガイドライン案 3-3 「国際的な枠組みに基づく認定」について ガイドライン案 3-3 には、アジア太平洋経済協力 (APEC) の越境プライバシールール (CBPR) が「国際的な枠組みに基づく認定」に含まれることが個人情報保護委員会資料で明らかにされており、このことは歓迎したいと考えております。加えて、CBPR に限らず、ISMS (情報セキュリティマネジメント評価制度) 等関連する ISO 規格など広く普及している国際規格についても含むべきでと考えます。 過度の事前規制ではなく、自主的な取り組みを尊重した柔軟な枠組みこそが、民間の自主努力を促し、個人情報保護に資するものであり、なおかつ企業活動、とりわけ我が国で大多数を占める中小企業の日々の活動を阻害しない方法として望ましいものと考えております。また、CBPR など個人情報保護に向けた柔軟な執行枠組みは、個人情報保護委員会が今後も推進していくべきものであり、同委員会をはじめとする今後の取組みに期待いたします。 【アジアインターネット日本連盟】	当面は国際的な枠組みとして APEC CBPR を対象としております。
808	3-3	国際的な 枠組み	(該当箇所) 6 ページについて 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制について (意見・理由) 外国にある第三者が CBPR の認証を取得している場合、当該事実のみをもって規則第 11 条第 2 号の要件を充たすとの理解でよいのかご教示ください。 【在日米商工会議所】	御理解のとおりです。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
809	クラウドサービスの取扱い	2. 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン案（外国にある第三者への提供編）」に対する意見（1）クラウドサービスの取扱いについて ガイドライン案外国にある第三者への提供編には、外国にある第三者への提供について具体的な内容が記載されているものの、クラウドサービスに関する場合についての言及がありません。現状ではクラウドサービスの運営事業者が、保存されている情報の中に個人データが含まれていることを認識していない場合や、認識していたとしても個人データをクラウドサービス利用者が暗号化できる機能が提供されており、同運営事業者が個人データにアクセスできない場合が存在しています。現に広く事業者利用されているクラウドサービスを海外事業者が提供しているという理由だけで制限を課すのはあまりに不当であり、低コストでクラウドサービスを利用している大多数の中小企業の企業活動を著しく阻害することになります。そもそも上記のような場合には、クラウドサービス運営事業者は、利用者の個人データにアクセスすることを目的とはしていません。また、データの安全性は安全管理措置によって図られるものであり、海外移転を規制することはデータを分散管理することによる安全性の確保や災害時などのデータ復旧に支障をきたしかねません。このような点に何ら考慮せず、一律に改正個人情報保護法第 24 条に規定する「外国にある第三者への提供」に同サービスの利用が該当してしまうことになれば、前記の通り、国境を越えたクラウドサービスの利用を不当に阻害することになります。また、衆議院及び参議院の附帯決議にも反することになります。そのため、上記のような場合には、改正個人情報保護法第 24 条に規定する「外国にある第三者への提供」に当たらないこととすべきであり、その旨をガイドライン等において明記すべきであると考えます。【アジアインターネット日本連盟】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
810	クラウドサービスの取扱い	I. 「外国にある第三者への提供編」 - 越境データ移転の観点から クラウドコンピューティング及びインターネット関連サービスについて 本ガイドラインでは、特にクラウドコンピューティング及びインターネット関連サービス（以下、総称して「クラウドサービス」といいます。）に関して言及していませんが、私どもは、貴委員会がクラウドサービスの取扱いについて引き続き検討されているところであり、別途ガイダンスを示されるものと理解しています。顧客が巨大なストレージ及びコンピューティング能力の恩恵を受けることができる、様々な種類のインターネット関連サービスをもたらすクラウドサービスは、その性質上グローバルなものであり、円滑な越境データ移転に大きく依存しています。クラウドサービスは、非常に多くのユーザーが、当該サービスを使って自己のデータを管理している点に特徴があります。 これらのユーザーは、（もし個人情報を取り扱っていれば）自身が個人情報取扱事業者となり、ユーザーが保存、バックアップ、分析、コミュニケーション等の目的のため、かかる情報をクラウドサービスプロバイダーに提供する、という関係にあります。これらの特徴から、BSA は、クラウドサービスプロバイダーが以下のいずれかの要件を満たす場合には、クラウドサービスの利用は、ユーザーによる個人データの「提供」にも、ユーザーからの個人情報の「委託」にも	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。 御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			該当せず、従って、法 24 条及び他の関連する条項の適用の範囲外であることを明示していただくことを求めます。 (1) 提供するサービスにおいて自己のユーザーが個人情報を取り扱っていることを知らない場合 (2) サービスプロバイダーでさえも当該情報にアクセスすることができないよう、暗号化などのセキュリティ機能を提供していること、又は、 (3) 個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに準拠し又はこれに基づく認定を受けていること 【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】	
811	—	クラウドサービスの取扱い	1. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン案(外国にある第三者への提供編)について クラウド・コンピューティング・サービスの中には、その運営事業者が、利用者が個人データを同サービスの利用対象としているかどうかを全く認識していないものがあります。また、仮に利用者から個人データを利用対象とする旨を運営事業者が知らされていたとしても、セキュリティの観点から利用者側で暗号化(暗号鍵も利用者側で保管)できる機能を運営事業者が提供しており、その場合には、運営事業者は利用者の個人データにアクセスすることは不可能です。現在、その利用が日常的になっているクラウド・コンピューティング・サービスについて何ら考慮せず、一律に法 24 条に規定する「外国にある第三者への提供」に同サービスの利用が該当してしまうことになれば、国境を越えたクラウド・コンピューティング・サービスの利用を不当に阻害することになり、衆議院及び参議院の附帯決議にも反することになります。クラウド・コンピューティング・サービスの運営事業者が、個人データがその利用対象になっていることを認識していない場合、又は認識していたとしても、個人データを暗号化できる機能が提供されており、同運営事業者が個人データにアクセスできない場合には、法 24 条に規定する「外国にある第三者への提供」にあたらぬ旨、ガイドラインを補足する文書において明記して下さいようお願い申し上げます。 【事業者(匿名)】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。 御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
812	—	クラウドサービスの取扱い	(2) 意見：外国にある第三者への「提供」には、例えば、データを蓄積するサーバーのみが外国にあり、情報自体は日本にある法人が使用している場合や、外国法人と当該情報を共同で利用する場合等は含まれないことを確認したい。 理由：グローバルに事業を展開している企業において、データを海外のグループ会社にあるサーバーに蓄積した上で、自社で当該情報を利用したり、グループ会社間での情報の共有を行う例は多いと思われるが、このような場合に逐一情報提供者から事前の同意をとったり、同等性の確認等を行うことは実務上極めて困難であると考えられるため、このような行為については、提供には該当しないことを確認したい。	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。 御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すこ

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社】	とを検討してまいります。
813	— クラウドサービスの取扱い	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編 (該当箇所なし) (意見) 個人情報取扱事業者が、外国にある第三者への提供するクラウドサービスを利用し個人情報を格納する場合、当該第三者が個人情報を取り扱わないこと等を両者間の契約に盛り込むことで、外国にある第三者への提供に当たらないよう取り扱うことができる旨、ガイドライン又は Q&A 等において明示して頂きたいと考えます。(理由) 政令・委員会規則案に対する意見募集結果においては、個人情報保護委員会殿より上記考え方が示されておりますが、今後の運用においては、当該考え方を確認できるよう文書として定められているほうがより適切であると考えます。【ソフトバンク株式会社】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
814	— クラウドサービスの取扱い	意見 49 【外国第三者提供編】クラウド・コンピューティングの取扱いについて明記されたい 外国にある第三者への個人データの提供との関係では、外国にある第三者が提供するクラウド・コンピューティングサービス(クラウドサービス)の利用をどのように考えるべきかが問題となる。政令・施行規則のパブリックコメントでは、512 番の回答等で、「クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することはできません。一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえないものと想定されます。」との見解が明らかにされているが、影響範囲が大きいと、ガイドラインで明記するか、Q&A 等で今後明記することを明らかにすべきではないか。 また、上記見解に関し、 ①クラウドサービス提供者が個人データを個人データと認識せずにクラウドサービスを提供する場合には、委託に該当しないものと理解してよいのか。 ②「契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており」とは、「個人データとして取り扱わない」という趣旨であって、個人データが含まれている場合は契約を締結しない、という趣旨ではないと理解してよいのか。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。 御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
815	— 全体	I. 「外国にある第三者への提供編」 - 越境データ移転の観点から 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)(以下「外国にある第三者への提供編」といいます)では、法 24 条に定める要件に個人情報取扱事業者が準拠するためのガイダンス及び事例が記載されています。外国にある第三者への提供編は、本ガイドライン全体の中でも極めて重要な個所であるため、全体的及び個別に意見を述べたいと思います。 BSA は、越境データ移転の問題を扱うに際し、貴委員会が「国際的な整合性」を重視してい	改正後の法第 24 条は、個人データの提供先である外国にある第三者が、「個人データの取扱いについてこの節(改正後の法第 4 章第 1 節)の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な…基準に適合する体制を整備している者」である場合において、同条の「第三者」から除くと規定していることが

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		ること(3-2(7頁))について賛同します。また、貴委員会が、国際的な整合性の判断にあたり、経済協力開発機構(OECD)におけるプライバシーガイドライン(「OECD プライバシーガイドライン」)及びアジア太平洋経済協力(APEC)におけるプライバシーフレームワーク(「APEC プライバシーフレームワーク」)等の国際的な枠組みの基準に準拠していることについても賛同します。実際、外国にある第三者への提供編では、OECD プライバシーガイドライン及びAPEC プライバシーフレームワークへの準拠と、法第4章第1節(個人情報取扱事業者の義務)に規定された要件を対比し、その関係を分かり易く説明されています。 もっとも、外国にある第三者への提供編について、以下のおとり二つの主な懸念点があります。 第一に、BSAは、第三者による国際的な個人データの移転に関する措置を講じる上で、個人データの提供先である第三者に主眼を置くことは不適切かつ不必要であるとの意見を引き続き有しています。外国にある第三者への提供編における多くの箇所において、実質的には、個人データの提供元が行動しなければならないと記載しています(例:3-2、特に3-2-4、3-2-5、及び3-2-11から3-2-18)。これは、提供元である個人情報取扱事業者(この場合では、データ・コントローラー)が、個人情報により特定される個人(データ主体)と直接関係を有している事実を正しく反映しています。措置を講じる義務が第三者にある場合(例:3-2-6 安全管理措置、3-2-7 従業員の監督等)であっても、これらの遵守を確保する義務は個人情報取扱事業者に課せられるべきです。 例えば、OECD プライバシー・フレームワーク並びにAPEC プライバシー原則及び越境プライバシーシールール(CBPR)システムに記載される個人情報保護のアカウントビリティ・フレームワークの下では、適切な方法による遵守又は国際的な枠組みの認定につき説明責任を負うのは、個人情報の提供元である個人情報取扱事業者であるべきです。このアカウントビリティモデルによれば、個人データの移転に際して、委託先/提供先(例えば、データ・プロセッサ)が、現地法を遵守しながら情報を安全に保護することの確保につき、個人情報取扱事業者が説明責任を負います。このアプローチは、情報がどこで処理されるかに関わらず、個人データの効果的な保護を促進しつつ、必要に応じた柔軟性を持たせることを可能にします。また、このアプローチは、APEC CBPR システムを支える現地及び海外の協力的な執行メカニズムが、現地の説明責任を有する認証を受けた個人情報取扱事業者に対して適用されることを確実なものとしします。 前記に基づき、外国にある第三者への個人データの移転について、個人情報取扱事業者が国際的な枠組み(例:OECD プライバシーガイドライン及びAPEC プライバシーフレームワーク)に準拠し又は認定を受けている場合には、法第24条及び第4章第1節の遵守を示すことが可能とすべきです。 この観点から、BSAは、引き続き、規則第11条第2号の再検討を望んでおり、以下の通り	ら、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 また、施行規則第11条第2号との関係においては、当面は国際的な枠組みとしてAPEC CBPRを対象としております。 なお、本ガイドライン案(外国にある第三者提供編)3-1に以下の文言を追加しています。 「アジア太平洋経済協力(APEC)の越境プライバシーシールール(CBPR)システムの認証を取得している事業者は、その取得要件として、当該事業者に代わって第三者に個人情報を取り扱わせる場合においても、当該事業者が本人に対して負う義務が同様に履行されることを確保する措置を当該第三者との間で整備している必要があることとされている。 したがって、提供元の個人情報取扱事業者がCBPRの認証を取得しており、提供先の「外国にある第三者」が当該個人情報取扱事業者に代わって個人情報を取り扱う者である場合には、当該個人情報取扱事業者がCBPRの認証の取得要件を充たすことも、「適切かつ合理的な方法」の一つであると解される。」

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		修正されることを要望します。 規則第 11 条第 2 号：「個人情報取扱事業者又は個人データの提供を受ける者が、個人情報取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること」 そして、外国にある第三者への提供編 3-3(31 頁)は、以下の通り修正すべきと考えます。 「これには、個人情報取扱事業者又は個人データの提供を受ける外国にある第三者が、APEC の越境プライバシールール (CBPR) システム (※)、OECD プライバシーフレームワーク、又は他の個人情報取扱いに関する適切な国際的な枠組みの認証を得ていることが該当する。」 第二に、日本企業の外国にある親会社につき、法 24 条における第三者とみなすことについて懸念を有しています。国際企業が事業を効率的に進めるために行わなければならない企業内の膨大な量の越境データ移転を鑑みると、かかるデータ移転についても外国にある第三者へのデータ提供として制限を課すことは、正当なものとは言えません。また、このことは、外国にある第三者への提供編「1 本ガイドラインの位置づけ」に記載されている「事業者に対して新たな規制を課するものではなく」という点にも反します。 3-3 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取り扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること (規則第 11 条第 2 号関係) (31 頁) 前記の個人データの提供先である第三者に主眼を置くことについての主要な懸念点に加え、規則第 11 条第 2 号の要件を満たすのは、APEC プライバシー原則への準拠を示す APEC の越境プライバシールール (CBPR) システムの認証のみに限定されるものではないことを明確にすることによって改善すべきであると考えます。個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を備えていることを示すものとして、他の既存及び今後制定される国際的な枠組みへの準拠又は認証についても検討すべきです。データ駆動型経済の発展に伴い、越境データ移転が今後益々重要となっていくことに鑑みれば、「国際的な枠組みに基づく認定」を APEC CBPR の認証 1 つに限定するのではなく、世界で広く受け入れられている他の国際的な枠組みへの準拠又は認証についても含めるよう要望します。また、多くの国際的な枠組みが認証の仕組みを持っていますが、データ・コントローラー及びデータ・プロセッサによる、これらの国際的な枠組みへの自己認証を可能にすべきと考えており、この点も重要です。 前記の外国にある第三者への提供編の修正案は、この懸念を解決するものです。 【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】	
816	—	全体 (該当箇所) 外国にある第三者への提供編の全般 (意見) 匿名加工情報は個人データに該当せず、従って法第 2 4 条 (外国にある第三者への提供の制限)	御理解のとおりです。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			に書かれた規定は、匿名加工情報には該当しないという理解でよいか (理由) 産業界における誤解や混乱を解消するため 【個人】	
817	—	その他	国内の臍帯血供給事業者は、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 26 年 1 月 1 日施行）」に基づき臍帯血供給事業を実施しております。同法第 15 条において国際協力の推進が定められており、臍帯血供給事業者はその一環として臍帯血の海外提供を行うことになっております。しかしながら、臍帯血採取時の説明項目及び同意項目には海外への提供については明記しておりません。個人情報保護法の改正後、新たに採取する臍帯血は説明項目及び同意項目に明記することで対応可能ですが、過去に採取した臍帯血に関しては上記のとおり海外への提供について明記していないため、海外への提供に支障があると考えます。臍帯血の海外提供については、人道的見地からも非常に重要であることから、事業が円滑に行われるよう、よろしくお取り計らい願います。【日本赤十字社】	本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事業についてはお答えしかねますが、一般論として、改正後の法第 23 条第 1 項第 1 号に該当する場合には、本人の同意を得ることなく外国にある第三者に個人データを提供することが可能です。
818	—	その他	第 1「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)(案)」における弊社「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に対する意見募集結果 No.560 への回答について 1 意見の趣旨 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)(案)」の内容に関し、「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に対する意見募集結果（以下「意見募集結果」という）の弊社意見 No.560 について、「主張は合理的であると認識いただいたと考えているが、正しいか」の質問にご回答いただきたい。 2 意見の理由 意見募集結果で弊社からの質問全て（No.556, 559 および No.560）に回答いただき、感謝申し上げます。 一方で、意見募集結果「御意見等に対する考え方」にて、「ガイドライン等において明確に」されるとの回答であるが、今般意見募集されている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)(案)」では、意見募集結果 No.560 への明確な回答がなかった。 弊社は、他意見の「御意見等に対する考え方」欄を見るに、意見募集結果では、訂正が必要な意見については同欄に訂正する趣旨のコメントが付されていると理解している一方で、No.560 についてはかかる趣旨のコメントがないため、No.560 における主張は合理的であると認識いただけたと理解している。そうであれば、法施行後の企業の実務対応を明確にする趣旨から、明確に回答がいただきたい。	提供元と提供先の親会社等、提供元と提供先以外の者による契約等が「適切かつ合理的な方法」に該当するかという点については、Q&A 等において明確にしていまいます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			少なくとも、何れの文書にて No.560 の回答を明確化いただくご予定であるか、ご回答いただきたい。 なお、弊社意見 No.560 の詳細については意見募集結果を参照されたい。 以上 【プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社】	
819	—	その他	(意見) 以下の解釈で問題ないか、ご確認をお願いします。 ①個人情報取扱事業者と同一法人の海外支店や駐在員事務所は「第三者」への提供には該当しない。したがって海外支店や駐在員事務所への個人データの提供は「外国にある第三者」への提供には該当しない。 ②これに対して、個人情報取扱事業者と同一グループの会社であっても、日本国外の国・地域にある会社(現地法人等)は「外国にある第三者」に該当する。 ③1.他の日本国内の法人の海外支店・駐在員事務所や 2.外国法人の在 日支店・駐在員事務所は、同じ義務を負うことを鑑みれば「外国にある第三者」に該当しない。 【株式会社セールスフォースドットコム】	御指摘の①②については、御理解のとおりです。 他方、御指摘の③については、個人情報取扱事業者の該当性は、事業の実態を勘案して、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められるか否かを個別の事例ごとに判断することとなりますので、「外国にある第三者」に該当するか否かについても個別の事例ごとの判断となります。
820	—	その他	▼外国にある第三者への提供編/第三者提供時の確認・記録義務編双方 全般 法 24 条においては外国にある第三者(「外国にある第三者への提供編」2 ページの 1 から 3 を満たさない場合)に対し委託に伴って個人情報を提供する場合は、法 23 条の規定に関わらず同意取得が必要となる。一方、法 25 条～26 条は第三者提供する/受ける際の記録作成の義務を定めているが法 23 条 5 項各号に該当すれば「この限りではない」とある。法 23 条 5 項一に「個人データとの取扱いの全部又は一部を委託すること」は第三者提供に該当しないとある以上、外国への事業者への委託は(「外国にある第三者への提供編」2 ページの 1 から 3 を満たさない場合)同意取得は必要だが記録の作成義務はないという解釈でよいのか？また各ガイドライン中、上記解釈の是非について明確に書かれているようには読み取れないため、明記してほしい。 【匿名】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えますが、外国にある第三者に対して個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データを提供する場合において、当該第三者が改正後の法第 24 条・施行規則第 11 条で定める基準を充たす体制を整備しているときは、改正後の法第 25 条・第 26 条の確認・記録義務は適用されません。